

第5回佐用町議会〔定例〕会議録（第6日）

平成18年3月29日（水曜日）

| | | | | |
|---------------|------|-------|------|------|
| 出席議員 (52名) | 1番 | 高見誠規 | 2番 | 笹田鈴香 |
| | 3番 | 井口春美 | 4番 | 小松博之 |
| | 5番 | 吉井秀美 | 6番 | 木村慎吾 |
| | 7番 | 青木宏 | 8番 | 井上洋文 |
| | 9番 | 福本利基 | 10番 | 高木照雄 |
| | 11番 | 岡本安夫 | 12番 | 矢内作夫 |
| | 13番 | 広畑寛 | | |
| | 15番 | 森本和生 | 16番 | 川田真悟 |
| | 17番 | 片山武憲 | 18番 | 中井恒治 |
| | 19番 | 岡本義次 | 20番 | 反橋護 |
| | 21番 | 山本幹雄 | 22番 | 山田敏雄 |
| | 23番 | 大下吉三郎 | 24番 | 坂本順子 |
| | 25番 | 山田弘治 | 26番 | 竹内茂吉 |
| | 27番 | 石原俊一 | 28番 | 鍋島裕文 |
| | 29番 | 廣瀬武志 | 30番 | 大下東一 |
| | 31番 | 西岡正 | 32番 | 山本重夫 |
| | 33番 | 森本和昭 | 34番 | 西田政幸 |
| | 35番 | 目黒有博 | 36番 | 森崎龍二 |
| | 37番 | 西尾誠 | 38番 | 巴忠重 |
| | 39番 | 塩崎幸夫 | 40番 | 中尾正俊 |
| | 41番 | 敏森正勝 | 42番 | 山田勇 |
| | 43番 | 新田俊一 | 44番 | 幸田孝美 |
| | | | 46番 | 金谷英志 |
| | 47番 | 松尾文雄 | 48番 | 西本俊秀 |
| | 49番 | 廣瀬福市 | 50番 | 笠間満 |
| | 51番 | 大久保宏務 | 52番 | 新田新一 |
| 53番 | 猪口久雄 | 54番 | 梶原義正 | |

| | | | | |
|---------------------------------|-----------|---------------|-------------|-------|
| 欠席議員 (2名) | 14番 | 石黒永剛 | 45番 | 植戸勝治 |
| | | | | |
| 遅刻議員 (0名) | | | | |
| | | | | |
| 早退議員 (1名) | 52番 | 新田新一 (午後から欠席) | | |
| | | | | |
| 事務局出席 職員職氏名 | 事務局長 | 岡本一良 | 事務副局長 | 谷村忠則 |
| | 書記 | 坂上晴幸 | | |
| 説明のため 出席した者 の職氏名 (29名) | 町長 | 庵途典章 | 教育長 | 衣笠孝 |
| | 天文台園長 | 黒田武彦 | 総務課長 | 小林隆俊 |
| | 財政課長 | 小河正文 | まちづくり課長 | 南上透 |
| | 生涯学習課長 | 岸井春乗 | 出納室長 | 小笹和則 |
| | 税務課長 | 大橋正毅 | 住民課長 | 山口良一 |
| | 健康課長 | 達見一夫 | 福祉課長 | 内山導男 |
| | スポーツ振興課長 | 井村均 | 農林振興課長 | 大久保八郎 |
| | 建設課長 | 野村正明 | 住宅管理課長 | 田村章憲 |
| | 地籍調査課長 | 清水好一 | 商工観光課長 | 芳原廣史 |
| | 農業共済課長 | 城内哲久 | 下水道課長 | 寺本康二 |
| | 水道課長 | 西田建一 | クリーンセンター所長 | 森脇正洋 |
| | 教育委員会総務課長 | 山口清 | 教育委員会教育推進課長 | 芳原清和 |
| | 消防長 | 加藤隆久 | 上月支所長 | 金谷幹夫 |
| | 南光支所長 | 森崎文和 | 三日月支所長 | 飯田敏晴 |
| | 天文台公園課長 | 杉本幸六 | | |
| 欠席者 (0名) | | | | |
| | | | | |
| 遅刻者 (0名) | | | | |
| | | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | |

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 議案第 53 号、議案第 54 号、議案第 56 号、議案第 57 号及び議案第 58 号について
〔委員長報告〕

議案第 53 号 佐用町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定
について

議案第 54 号 佐用町合併振興基金条例の制定について

議案第 56 号 佐用町まちづくり協議会条例の制定について

議案第 57 号 佐用町まちづくり推進会議条例の制定について

議案第 58 号 佐用町防災行政無線局の設置及び運営に関する条例の制定について

日程第 2 . 議案第 62 号 佐用町国民保護協議会条例の制定について

日程第 3 . 議案第 63 号 佐用町国民保護対策本部及び佐用町緊急対処事態対策本部条例の制定
について

日程第 4 . 議案第 64 号ないし第 68 号議案について〔委員長報告〕

議案第 64 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議案第 65 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 66 号 佐用町地域包括支援センター条例の制定について

議案第 67 号 佐用町在宅介護支援センター条例を廃止する条例について

議案第 68 号 佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例について

日程第 5 . 議案第 69 号ないし議案第 70 号について〔委員長報告〕

議案第 69 号 佐用町地籍調査推進に関する条例の制定について

議案第 70 号 佐用町急傾斜地崩壊対策事業負担金徴収条例の制定について

日程第 6 . 議案第 73 号 佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について

日程第 7 . 議案第 74 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例について

日程第 8 . 議案第 75 号ないし第 89 号議案について〔委員長報告〕

議案第 75 号 平成 18 年度佐用町一般会計予算案の提出について

議案第 76 号 平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について

議案第 77 号 平成 18 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について

議案第 78 号 平成 18 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について

議案第 79 号 平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について

議案第 80 号 平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について

議案第 81 号 平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出
について

議案第 82 号 平成 18 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について

議案第 83 号 平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出につい
て

議案第 84 号 平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について

議案第 85 号 平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について

議案第 86 号 平成 18 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について

議案第 87 号 平成 18 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について

議案第 88 号 平成 18 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について

議案第 89 号 平成 18 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について

- 日程第 9 . 議案第 90 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び佐用町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 . 議案第 99 号及び議案第 100 号について
議案第 99 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 100 号 佐用町特別職職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 . 議案第 101 号 佐用町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 . 議案第 102 号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 . 議案第 103 号 平成 18 年度における固定資産税に係る納期の特例に関する条例について
- 日程第 14 . 議案第 104 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 15 . 議案第 105 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 16 . 議案第 106 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 17 . 発議第 1 号 「佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正する条例について〔委員長報告〕
- 日程第 18 . 請願書について〔委員長報告〕
- 日程第 19 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について

午前 10 時 00 分 開会

議長（梶原義正君） じゃあ、皆さんおはようございます。早朝よりお揃いで御出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

過日の本会議以来、それぞれ常任委員会等に御出席をいただき、慎重審議を賜り、御苦労さまでございました。開会に先立ち、御報告申し上げておきますが、本日 8 件の追加議案が提案されてまいりましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

また、本日 4 名の方の傍聴申込みがありましたので、これを許可いたしております。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守いただきますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、2 名の議員から欠席届が出ております。

日程第 1 . 議案第 53 号、議案第 54 号、議案第 56 号、議案第 57 号及び議案第 58 号について〔委員長報告〕

議長（梶原義正君） 直ちに日程に入ります。

日程第 1 は、議案第 53 号、議案第 54 号、議案第 56 号、議案第 57 号及び議案第 58 号についてを一括議題といたします。本案につきましては、所管の常任委員会審査を付託しておりましたので、これより常任委員長の審査報告を求めます。まず、総務委員長、中尾正俊君。

〔中尾君 登壇〕

総務常任委員長（中尾正俊君） おはようございます。議長の命によりまして、総務常任委員会を開催いたしましたので、審査の結果を報告いたします。日時、18年3月17日、金曜日、午前9時半から午前11時5分。場所は、役場3階議会議員控室。委員全員15名。当局よりは、町長、助役、総務課長、財政課長、まちづくり課長、議会事務局長、小林さん。以上の出席により総務委員会を開きました。

付託案件審議には、まず1点目に、議案第53号 佐用町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について。地方自治法第234条の3にうたわれています電気・ガス・水供給、電気通信、役務費の提供などの契約の中で、長期契約をすることができる項目として、物品を借りる契約、道路・河川・その他の公共の施設の補修、その他の維持管理、庁舎の保守、その他の維持管理、情報処理システム後の保守、その他の維持管理の項目。今回は佐用町で検討しているのは、自動ドアの点検とかエレベーターの関係、電気保安業務の点検、消防等の関係の部分を条例であげている。十分検証した上で、今後この条例に基づいて長期契約を結んでいきたい。契約期間は最長で5年というようなことでした。いろいろ審議した結果ですね、討論はなし。採決は全員賛成。よって、可決ということになりました。

2点目に、佐用町合併振興基金条例の制定について。果実運用ということで、今後基金を積立て、まちづくりなどのソフト部分に活用したい。試算に当たっては、試算方法としては21億8,000万円の内訳。1町当たり3億円。それに合併した町村数を乗じ、増加した人口（旧佐用町以外）人口1人当たり1万円を乗じる。合併後の人口4町分に対して1人当たり5,000円ということで、14億4,700万余りに対して、1.5倍までの限度をもって求めることができます。そういう中で、21億8,000万円が算出されました。いろいろ質疑がございましたが、結果、討論なし。採決は、全員賛成、可決。

3点目に、議案56号 佐用町まちづくり協議会条例の制定について。住民と行政の協働による自立したまちづくりを進めるために、旧町単位、住民代表からなるまちづくりの協議会を設置して、必要な役割とか組織体制を進めるものである。まちづくり協議会については、旧町の支所単位のまちづくりセンターの中に設置をする。業務としては、新町のまちづくり計画に関する事項ということで、進捗状況、変更等の確認、地域振興のための事業ということで、計画とか実施という部分である。そのほか、情報提供とか組織の育成の支援などが主な業務である。組織については25名以内。場所は、佐用、上月、南光、三日月まちづくり協議会ということで、4箇所。条例につきましては、18年の4月1日から施行するものというものである。25名の範囲につきましては、地域づくり協議会の方から、1協議会につきまして2名、地区自治会組織を代表するというので、1地区から1名。後は学識経験者などで構成をされています。いろいろ質疑がございましたが、結果、討論なし。採決、全員賛成。よって、可決。

議案第57号 佐用町まちづくり推進会議条例の制定について。住民と行政との協働によるまちづくりを積極的に推進していくために、佐用町全体の組織として、地域自治組織や各種団体からなるまちづくり推進会議を設置し、組織体制を作ろうとするものであります。内容については、名称は佐用町推進会議。掌握の関係につきましては、町長の諮問に応じまして、まちづくり推進に必要な審議とか調査を行う。まちづくり施策の提言及び評価に関する事。その他、町長が特に必要と認める事項につきまして、調査、検討する。その中で、自治基本条例が住民自治の仕組みになる、そういうものも検討していただくこととなります。行政施策について検討とか提言をいただく。組織については、35名以内の委員で組織して、町長が委嘱する。任期については2年。実質の審議につきましては、

部会などを設けて、その中で具体的に調査をする。施行については、4月1日。部会につきましては、まちづくり部会、生涯学習部会、スポーツ部会と3つの部会を設ける。35名の委員の構成につきましては、学識経験者で生涯学習とか防災関係、スポーツ、健康、福祉、産業関係、いろんなところから出ていただく。教育関係、地域づくりの関係者ということで、旧町のまちづくり協議会からと、自治連合会などから入っていただく。その他、町長が認めた者ということで、合計35名で組織して進めるようになります。質疑はございませんでした。結果、討論はなし。採決、全員賛成。よって、可決。

5点目に、佐用町防災行政無線局の設置及び運営に関する条例の制定について。この条例については、防災体制の確立のために、災害時における災害通信の確保、災害情報の伝達などを円滑にするとともに、住民の生活の充実に図るため、佐用町防災無線放送施設の設置及び運営に関して定めるものである。業務として、非常時の災害、その他緊急事項の情報連絡、町及び官公庁、公共団体の告示及び広報事項の伝達、集落からの住民に対しての自治会活動上、必要な事項などで行う。放送本部は佐用町の役場に置く。固定局を佐用町役場並びに旧上月支所、南光支所、三日月支所に置く。それから、中継局など設けていく。移動系などについては、通信本部を佐用町の役場に置き、基地局は大撫に置いている。屋外拡声固局は小学校区に置いて、車にも無線機を搭載している。その中で放送などは6時45分、昼0時30分、夜7時50分、定時放送を行っている。質疑はいろいろございましたが、結果、討論なしということで、採決は全員賛成で可決となっております。

以上で総務委員会の報告といたします。

議長（梶原義正君） 以上で常任委員長の審査報告は終わりましたので、これより委員長報告についての一括質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔岡本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

19番（岡本義次君） 19番、岡本です。

議題53号 佐用町の長期契約のことについて少し伺いたいと思います。役務そして道路・河川、そしてその他公共の施設の保守、その他の維持管理、この中身についてですね、もう少し詳細について教えていただきたいんと、それから、これ多分もう随契になると思うんですけど、5年間という最長の中ですね、何かことが起こった場合のそういう途中のことはどんなんでしょうか。

議長（梶原義正君） あの、今の質問は委員長報告に対する質問でありますので、これはあの、ちょっと取り消してください。ほかにありませんか。

〔木村君 挙手〕

6番（木村慎吾君） はい。6番、木村です。あの、これはずっと前、これの説明があったときに課長にお尋ねしたんですが、明確な答弁がなかったんで、ひょっとしたら委員会でされたかも分からないと思うんですが、まちづくり条例のですね、目的はあるんですが、「どういう理念でまちづくりをするのかということはどうなんですか」と僕は聞いたんですけど、明確な答弁がなかったんです。そういうことについて何か話はありませんでしたか。

議長（梶原義正君） はい、委員長。

総務常任委員長（中尾正俊君） あの、先生、もう一度お願いします。

議長（梶原義正君） はい。

6 番（木村慎吾君） あのね、これはこの議案の説明があったときに、私は。

総務常任委員長（中尾正俊君） 何号ですか。

6 番（木村慎吾君） は。

総務常任委員長（中尾正俊君） 何号ですか。

6 番（木村慎吾君） はい。まちづくり協議会の 56 号です。あの、目的は書いてあるんだけど、どういう理念でまちづくりをするのかということ質問したんですが、明確な答弁がなかったんです。委員会の方でそういうふうなことについて何か話はなかったでしょうか。

議長（梶原義正君） 委員長、分かりましたか。

総務常任委員長（中尾正俊君） はい。ありました。

6 番（木村慎吾君） はい。あればどういうことなんか、聞かしてください。

議長（梶原義正君） はい、委員長。

総務常任委員長（中尾正俊君） 出たこと全部言いましょか、そしたら。言いますわ。

6 番（木村慎吾君） あの、理念の分だけで結構です。

議長（梶原義正君） あの、委員長ね、委員長。

〔中尾君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） あの、どういう理念でやるのかということについて、あの、協議があったかなかったかということなんで、その点にだけついて答えてください。

総務常任委員長（中尾正俊君） はい。先生の言われとう意味がちょっとね、私よく分かりませんでしてね、詳しくこれから聞きたかったら委員会にぜひ参加してください。その方がね、こういう場所でね、いろいろとね、聞くもんじゃないと思うんですね。ですからね、先生の言われたことは、今ずっと文章いろいろあった部分で見せてみまして、もう一度確認しましたらありませんでした。

議長（梶原義正君） よろしいか。はい、ほかに。

19 番（岡本義次君） 9 番、岡本です。今私がお尋ねしたんは、その総務委員会の中で検討されたかどうかということをお伺いしたいと思います。

議長（梶原義正君） そういうふうには聞こえなかったんですけども、総務委員会の中で検討したかどうかということですか。

19 番（岡本義次君） 今、再度そういうことでお尋ねしております。

議長（梶原義正君） そしたらあの、すいません。あの、岡本君、もう一遍初めから言うてください。

〔猪口君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ちょっと待って。こっちが発言中やで。

19 番（岡本義次君） 道路・河川、その他公共施設の保守、その他の維持管理等についてのそういう総務委員会の中です、どういうふうな方向で検討されたかということをお伺いしたいと思います。

議長（梶原義正君） それはないんと違うか。道路管理。

〔岡本君「いや、53 号です」と呼ぶ〕

〔「内容が分かったらへんのや。全部を漠然と聞くんじゃのうて、何かいう」と呼ぶ者あり〕

19 番（岡本義次君） ですから、そういう 5 年間最長という中でね、いわゆるその他随契で合い見積もりとられたと思いますけれど、そういうことが検討されたかどうかということをお伺いしたいということです。

議長（梶原義正君） 委員長、どうですか。

総務常任委員長（中尾正俊君） はい。それまで、あの、詳しい話はありませんでした。

〔岡本君「あ、そうですか」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ちょっと待って、猪口君、さっき手挙げとった。

53 番（猪口久雄君） あの、木村議員の質問に対して、あの、総務委員長が質問するんが本意でありますけども、今のその件に、木村議員のことについては、何もございませんでした。

議長（梶原義正君） ちょっと待って。それはちょっと。

〔幸田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、幸田君。

44 番（幸田孝美君） 44 番、幸田です。

防災無線についてちょっとお伺いするんですけど、私も今選挙運動でいろいろ回っておるんですが、旧町の中には。

〔議場騒然〕

議長（梶原義正君） ちょっとお静かにお願いします。聞こえませんでしたので。

44 番（幸田孝美君） 防災無線がね、旧町の場合は 3 時と 10 時にされよったんですけど、もう合併してからそのチャイムが鳴らんさかいに、どないど 3 時と 10 時にもう農家の方はもう外におられるんで、時間が分かりにくいんで。それと放送もうちらは外はされてないんです。いろいろと冠婚葬祭なんかの放送がありますけど、もう外におったら分からんと家におるときしか分からんで、そういうあの、場外放送もどうでもやってくれえいう要望が多いんで、ひとつよろしく願いいたします。

議長（梶原義正君） それもちょっと。あのね、最初申し上げておりますように、委員長報告に対する質問なんですから、その点ひとつお間違いのないようにお願いします。

〔幸田君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

44 番（幸田孝美君） 委員長報告って、委員長のとき、これ、こういう質問も要望もなかったんですか。

議長（梶原義正君） はい、委員長。

総務常任委員長（中尾正俊君） はい。いろいろ出ましたけども、これからは今議員がおっしゃるように、それをですね、うまく町民が納得するような形に考えていこうということになりました。

〔幸田君「意見が出たということ」と呼ぶ〕

総務常任委員長（中尾正俊君） そうです。

議長（梶原義正君） はい、ほかにありませんか。

ほかにないようですので、以上で常任委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入りますが、各議案ごとに討論、採決を続けていきますので、よろしく願いいたします。

まず、議案第 53 号 佐用町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 53 号 佐用町長期継続契約を締結す

ることができる契約に関する条例の制定について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 54 号についての討論に入ります。第 54 号 佐用町合併振興基金条例の制定について討論はありませんか。

ないようですので、本案についての討論は終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 54 号 佐用町合併振興基金条例の制定について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 56 号についての討論に入ります。議案第 56 号 佐用町まちづくり協議会条例の制定について討論はありませんか。まず、反対討論から。

〔木村君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。6 番、木村慎吾君。

6 番（木村慎吾君） はい、木村です。

あの、全く反対というんじゃなくて、私はあの、日本で、私あの、環境関係の保護の会に入ってるんで。

議長（梶原義正君） ちょっと、木村議員ね。反対討論なら反対討論って言ってしてください。全く反対ではないという、ちょっとおかしい。

6 番（木村慎吾君） というのはね、この条例自体はいんです。けどね、理念のないような条例。

議長（梶原義正君） 条例自体いいんですしたら、あの、もう反対討論は必要ないでしょ。条例をどうするかということ、今あの、聞いとるんやから。

6 番（木村慎吾君） 条例のその名前はいんですよ。けどね、内容がね。

議長（梶原義正君） ですから、内容について反対なんですよ。

6 番（木村慎吾君） はい。

議長（梶原義正君） ですから、反対ではないけどということじゃなくて、反対とい

うことで討論してください。

6 番（木村慎吾君） はい。あの、あちこち回っていましたらね、きちっとやっぱり、例えば京都のようなところでもまちづくりするのにやっています。理念きちっと持ってやっています。それから、こないだから 3 回ほど話がありましたが、それなんかでもきちっと理念を持ってやるような話です。だから、こういうふうにな、あの、理念が分からない、分かりにくいというような条例には反対です。

議長（梶原義正君） ほかに賛成討論の方ありませんか。ほかにありませんか。

はい。ほかにないようですから、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 56 号 佐用町まちづくり協議会条例の制定について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 57 号についての討論に入ります。議案第 57 号 佐用町まちづくり推進会議条例の制定について討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 57 号 佐用町まちづくり推進会議条例の制定について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 58 号についての討論に入ります。議案第 58 号 佐用町防災行政無線局の設置及び運営に関する条例について討論はありませんか。

はい。ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 58 号 佐用町まちづくり推進会議条例の制定について。

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 失礼。ちょっと待ってくださいよ。何や、これ。はい、失礼しました。続いて、日程第 2 に入ります。議案第 62 号 佐用町国民。

〔議場騒然〕

議長（梶原義正君） ちょっと待って。すいませんどうも。はい。失礼しました。

続いて、議案第 58 号についての討論に入ります。議案第 58 号 佐用町防災行政無線局の設置及び運営に関する条例について討論ありませんか。

〔「それは済んだ」と呼ぶ者あり〕

〔「採決だけです」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） あ、そうか、そうか。ちょっとすいません。ちょっとあの、すいません、どうも。

本案についての採決に入ります。ちょっとすいません。ちょっとあの、手違いがありましたので。これで本案についての討論を終結いたしまして、採決に入りたいと思います。

議案第 58 号 佐用町防災行政無線局の設置及び運営に関する条例について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決に賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、可決されました。

日程第 2 . 議案第 62 号 佐用町国民保護協議会条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 2 に入ります。

議案第 62 号 佐用町国民保護協議会条例の制定についてを議題といたします。

これより本案についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔鍋島君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） はい。28 番、鍋島です。議案 62 号の反対討論をいたします。

反対理由の第 1 は、本議案は 2004 年 6 月に成立した有事 7 法のひとつである、いわゆる国民保護法に基づいて条例化されるものでありますが、この国民保護法の大元は、その 1 年前に成立した武力攻撃辞退法であります。この法律は、アメリカ海外で引き起こす戦争に自衛隊を引き込み、その支援活動に罰則付きで国民を動員するという極めて危険な内容を持つものであることであります。

第 2 の理由は、本議案により有事の際の国民保護計画策定が義務付けられるわけであり、一般的には外部からの万が一の不当な侵略があった場合や、大震災や大規模災害のときに、政府や地方自治体が国民の保護に当たらなければならないのは当然のことです。しかし、この有事法制における国民保護計画は、災害救助における住民避難計画などとは根本的に違うものであります。それは、米軍と自衛隊の軍事行動を最優先するための国民動員計画ということであり、政府は「有事と災害の国民保護救援計画の相違点は何か」との質問に対して、国会で「災害は地方が主導するのに対し、有事法制は国が主導する」、つまり、有事法制に基づく国民保護や避難の計画は米軍や自衛隊が主導するところに最も大きな特徴があるというのが政府見解であります。

以上、憲法第 9 条違反の有事法を根拠とする本議案に反対いたします。

議長（梶原義正君） 賛成討論の方、ありませんか。

〔廣畑君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、廣畑君。

13 番（廣畑寛君） 13 番、廣畑です。賛成討論をいたします。

先の大戦の深い反省からなる戦争の放棄は日本国としての国是であり、憲法にも高々とうたわれているところであります。この議案を軍国主義復活への道程のごとき疑念をするのは筋違いだと思います。国民の安全を守り、地域住民の安全を守るということは、国あるいはそれぞれの自治体に与えられた最も重要な責務であります。もちろん、この条例が運用されることのない日々を望むものであります。今、すべてにおいてグローバル化された国際社会の中で、1 人日本だけは絶対安全だと言える保障はどこにもありません。そうした状況の中で国民の安全に対する非常事態に備えての法の整備はごく当然のことであり、本議案はそれを受けての町としての条例の整備であり、万が一の町民の安全を守るための必要不可欠な備えであり、賛成するものであります。以上。

議長（梶原義正君） ほかに討論ありませんか。

ほかにないようですので、これで討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。議案第 62 号 佐用町国民保護協議会条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 . 議案第 63 号 佐用町国民保護対策本部及び佐用町緊急対処事態対策本部
条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 3 に入ります。

議案第 63 号 佐用町国民保護対策本部及び佐用町緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題といたします。

これより本案についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔鍋島君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） 28 番、鍋島です。議案 63 号の反対討論をいたします。

議案 62 号の同趣旨により、反対理由により反対いたします。

議長（梶原義正君） 賛成討論の方ありますか。

〔廣畑君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、廣畑君。

13 番（廣畑寛君） はい。同じ組み合わせでございますが、議案第 62 号の賛成討論と同じ趣旨により賛成討論します。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。議案第 63 号 佐用町国民保護対策本部及び佐用町緊急対処事態対策本部条例の制定について原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 . 議案第 64 号ないし第 68 号議案について〔委員長報告〕

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 4 に入ります。

議案第 64 号ないし第 58 号議案についてを一括議題といたします。本案につきましては、所管の常任委員会に審査を付託しておりましたので、これより常任委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、吉井秀美君。

〔吉井君「議長」と呼ぶ〕

〔吉井君 登壇〕

厚生常任委員長（吉井秀美君） それでは、報告をいたします。次のとおり厚生常任委員会を開催いたしましたので、審査の経過及び結果を報告します。

日時、2006 年 3 月 22 日、水曜日。午前 9 時 30 分から午後 0 時 12 分。場所、役場 3 階、委員会室兼議員控室。出席者、委員 12 名。欠席、新田新一議員。早退、植戸勝治議員。続きまして、梶原議長。当局からは、庵造町長、高見助役、内山福祉課長、達見健康課長。議会事務局から岡本議会事務局長、小林主幹、坂上課長補佐。説明者として、紹介議員の森崎龍二議員。傍聴は 4 名ありました。

付託案件審議。町長提出議案、議案第 64 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について。課長説明。今回の条例の一部改正は、県の福祉医療制度の助成要綱が変わるためのものがあります。税法改正で老年者控除の廃止により、ほとんどの老人が非課税世帯であったものが、課税という扱いになります。課税になると、老人医療等の制度が受けられなくなる可能性があるため、今までの老人医療を受けていただくための特例として、何年になるか分かりませんが、経過措置として、県の要綱に伴う改正であります。合わせて、現行制度と何も変わりはありませんが、福祉医療の中で母子家庭の医療費、重度障害者医療費の対象者で、なおかつ乳児医療の対象者について条例の文言整理をしました。

質疑。笹田委員「非課税から課税になった人数は」。課長「今申告を受付けているので、

具体的に何人か分からない」。経過措置につきまして質問があり、課長「限定はない。県の制度に準じるので、いつになるか分からないけれども、変わる可能性はある」。討論、なし。採決、全員挙手で可決しました。

議案第 65 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について。課長説明。介護保険料の見直しが 3 年ごととされ、18 年度から 20 年度までの介護保険料の改正に伴う条例改正です。今の保険料は 5 段階になっていますが、18 年度からは旧の第 1 段階のところから 1 段階増え、6 段階になります。第 5 条につきましては、それぞれの 1 段階から 6 段階についての年額の保険料の改正です。第 4 段階が基準になります。年額 3 万 7,200 円ということは、月額 3,100 円ということになります。段階が 1 段階増えるということで、その他の税制改正により、段階が急に上がって、その保険料が多くなるという方については、激変緩和ということで 2 年間調整をされる率を附則においてしております。

質疑。矢内委員「激変緩和とはどういうことか」。課長「今まで一番の問題点は、第 1 段階の生活保護受給者世帯、老齢福祉年金受給者の非課税所帯と、第 2 段階の年金収入の少ない方の逆転現象を、国の方が今度第 1 段階のところを第 1、第 2 と 2 つに分け、同額の率にしました。また、税制改正のために段階が上がった、そういう方については一遍に上げるのは気の毒だということで、2 年間で正規の保険料になるようにしています」。矢内委員「1 段階から 4 段階に上がったりはしないのか」。課長「まず、ないと思います。第 2 段階から第 4 段階とかはあります。佐用町の場合、旧の 2 段階から 4 段階にいくのが 57 人くらいあります」。笹田委員「2 年間だけの処置ですね」。課長「20 年度で正当なところに持っていきます」。笹田委員「4 月から保険料が上がるが、基準額が 3,100 円になるが、旧の町ごとに値上げはどうなるか」。課長「旧の佐用町、上月町、南光町については 400 円。三日月町は 100 円値上げになります」。川田委員「保険料が高くなると、その代わりサービスが良くなるんですか」。課長「パンフレット 5 ページから介護保険等のできるサービスが書いてあります。今回の改正で地域包括センターを設置する。その中で支援センターの設置、要介護になった人のサービスをどうするか。新予防給付、地域支援事業という新しい制度も作って、地域密着型という従来よりもいろいろサービスの方も増えてきている」。

討論。笹田委員「まず、一番の反対は、保険料の値上げということです。保険料が上がって、サービスがたくさん受けれるかということ、いくら払えるかでサービスを決めるという実態があります。家族介護から社会介護という政府の目的から外れているので反対します」。川田委員「賛成討論。値上げすること自体は賛成できかねます。ただ、合併で町内統一しなければならぬ。すべての人が同じ料金で同じサービスに持っていくことが 1 点と、これは当然 3 年ごとの見直しがあるので、やむを得ないと思う。そういう観点から多少の値上げは大変厳しいときではあるが、やむを得ない」。

採決。賛成 8、反対 4 で可決。

議案第 66 号 佐用町地域包括支援センター条例の制定について。課長説明。介護保険法改正の中で、市町村においては地域包括支援センターを設置しなければならないと定められたので、設置しようとするものです。まず、第 1 条では、総合的な相談、老人の実態把握と支援サービスの拠点としての支援センターを設置するという趣旨。第 2 条では、住民の保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援し、事業を一体的に実施するという設置の目的。第 3 条で、この支援センターを佐用町上月福祉センターの中に設置する。事業については、国の法律等に基づく事業をする。その職員については、国の方で定めている保健師 1 名、社会福祉士 1 名、主任ケアマネージャー 1 名を置きます。センターを運営のために第 6 条では運営協議会を置くようにしています。第 7 条は、その事業の一部を社会福祉法人などに委託することができるようにしています。8 条は、この条例に定めるものの

ほか、必要なことは町長が定めるとしてしています。

質疑。木村委員「包括支援について、もう少し詳しく。どういうことなのか」。課長「包括ということについては、総合的にいろんなことを行うということです。例えば、事業の中で相談、実態把握、支援・サービスの拠点など、包括的な事業を行うということ」。矢内委員「これまでと基本的にどこが違うのか」。課長「基本的には今まで在宅介護支援センターということで、社協などをお願いしているんな相談窓口とか、老人の実態把握、どういうサービスが必要かなどを行っていたが、今回の法律改正により、18年度から国の補助金もなし、国の方から人口2万から3万について1箇所センターを設置しなければならないという中で、総合的な事業を行うセンターの設置ということです。これまで一般会計の中でしていた事業を、皆さんからいただく保険料の中で、介護保険事業会計の中でこういう事業をやらなければならない。その中で今回特に大きなのが、要介護、要支援状態にならないために地域包括支援センターの中で、こういう老人等の実態把握をして、その人にはどういう支援が必要かと、そんなものを一人ひとりケア予防プラン等を立て、地域包括支援センターの中で事業としてやっていく。社協の方に一部委託することがあるかもしれない。基本的には町の地域包括支援センターの中で行います」。質疑のほとんどがサービスが落ちないかの心配であり、それについては各旧町の地域事務所ですべて対応でき、社協等との連携も従来と変わるところはないということです。

討論なし。採決。全員賛成で可決しました。

議案第67号 佐用町在宅介護支援センター条例を廃止する条例について。課長説明。地域包括支援センターが4月から設置ということで、直営でやるので在宅介護支援センターが不必要になるための条例廃止であります。

質疑なし。討論なし。採決、全員賛成で可決。

議案第68号 佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例について。課長説明。南光地域福祉センターの事業の中に在宅介護支援センター事業が入っているのもので、その部分を削除するものです。

質疑なし。討論なし。採決、全員賛成で可決しました。

以上、報告を終わります。

議長（梶原義正君） 以上で常任委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告についての一括質疑に入ります。質疑のある方。

ないようですから、以上で常任委員長報告についての一括質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入りますが、各議案ごとに討論、採決を続けて行いますので、よろしく願いいたします。これより本案についての採決に入ります。

まず、議案第64号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案の採決に入ります。議案第64号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 65 号についての討論に入ります。議案第 65 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。2 番、笹田君。

2 番（笹田鈴香君） 2 番、笹田です。私は、議案第 65 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について反対の討論をいたします。

小泉内閣が進めている大増税が社会保険料などに影響を与えて、負担増が膨れ上がり、介護保険でも現実に影響を受けています。4 月から保険料段階が 5 段階から 6 段階になるわけですが、介護保険料が 2 段階だった人や 3 段階だった人がより高い保険料へ移行していきます。第 2 段階、保険料基準額の 0.75 だった人が新 5 段階になると、保険料は基準額の 1.25 になり、それだけで保険料は 2 倍の値上げになります。厚生労働省が一定に試算した昨年 9 月 26 日の会議の資料によりますと、高齢者本人が新たに課税になり、保険料のアップになった人と、所帯が課税所帯となり段階が上昇する非課税者を合計すると 16.1 パーセント、実に約 6 人に 1 人となっています。保険料段階が上昇するという深刻なこのような結果が出ています。佐用町では今回のこの改悪で旧 2 段階から 4 段階になる人が 54 人、失礼しました。57 人が該当するそうです。経過措置は 2 年間だけで、結局は元に戻ります。それだけではありません。今回 3 年ごとの介護保険料の見直しにより、佐用町では月額 2,700 円が 3,100 円と保険料がアップになり、また負担増になります。このように次々と改悪されていくわけですが、サービスを受けたくても受けられなくなる、こういった実態がこれからも生じてきます。このように次々と改悪されることに反対し、討論を終わります。

議長（梶原義正君） 賛成討論の方、ありませんか。

はい。ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 65 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 66 号についての討論に入ります。議案第 66 号 佐用町地域包括支援センター条例の制定について討論はありませんか。

はい。ないようですので、本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 66 号 佐用町地域包括支援センター条例の制定について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 67 号についての討論に入ります。議案第 67 号 佐用町在宅介護支援センター条例を廃止する条例について、討論はありませんか。

ないようですので、本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 67 号 佐用町在宅介護支援センター条例を廃止する条例について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 68 号についての討論に入ります。議案第 68 号 佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

はい。ないようですので、本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 68 号 佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 . 議案第 69 号及び議案第 70 号について〔委員長報告〕

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 5 に入ります。

議案第 69 号及び議案第 70 号についてを一括議題といたします。本案につきましては、所管の常任委員会に審査を付託しておりましたので、これより常任委員長の審査報告を求めます。産業建設委員長、新田俊一君。

〔新田君 登壇〕

産業建設常任委員長（新田俊一君） 産業建設常任委員会を開催しましたので、審査の経過及び結果を報告します。日時は、平成 18 年 3 月 23 日、木曜日。午後 1 時 37 分から午後 2 時 35 分まで。場所は、役場 3 階、委員会室兼控室です。出席者は、委員 13 名全員の出席をいただきました。当局は、町長、助役、地籍調査課長、建設課長、住宅管理課長、農林振興課長、農林振興課参事、議長、議会事務局長、副局長の出席をいただきました。傍聴者は 3 人でした。

付託案件の審議についてです。町長提出議案、議案第 69 号 佐用町地籍調査推進に関する条例の制定について提案されました。当局の説明は平成 16 年度から地籍調査を実施

しており、県の委託事業の指定を受け、補助率 100 パーセントで実施。平成 16 年度末の進捗率は、国が 46 パーセント、県が 15 パーセントとなっており、平成 21 年に向け実施面積を兵庫県では 3 倍増の推進を受け、佐用町の事業の推進のために上程するとの説明がありました。

その説明が終わり、付託案件の審査に入りまして、佐用町地籍調査推進についての質疑がありました。委員より「第 7 条で推進委員会は業務の目的の達成のため業務を行うとあるが、実際業務を行うのか。本来議員は議長の方にあり、行政の仕事をするのは業務のすることじゃないと思うが、明確にしてもらいたい」と質疑がありました。それで、当局の答弁は「職務を行っていただくということではなく、普及・啓蒙に当たっていただくということで、それぞれの団体に入っていただき、推進を図っていただきたいということです」との回答でした。2 回目の質疑があり、委員より「第 2 条の(2)関係で、組織構成で議会議員が審議会に入るべきかどうか、調整をお願いしたい」ということでした。また、他の委員より「議会の中から代表者を選んで、協議すべきだ」という意見がありました。答弁は「議会議員の審査会構成委員は、議運・議員で今後協議していきたい」との答弁がありました。

討論に入りまして、討論はありませんでした。

議案第 69 号 佐用町地籍調査推進に関する条例の制定についての採決に入りまして。賛成が 11 人、反対が 1 人で、賛成多数で可決することに決定いたしました。

2 番目ですけれども、議案第 70 号 佐用町急傾斜地崩壊対策事業負担金徴収条例の制定についての提案がされました。当局よりの説明は、合併協議項目で決定された急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担金枠を決定する条例で、総事業費に 1,000 分の 2.5 を乗じて得た金額、但し 1 戸当たり 5 万円を限度として負担金を徴収する。地方自治法 244 条の制定に基づき条例制定するとの答弁がありました。

答弁が終わりまして、付託案件の審査に入りまして、佐用町急傾斜地事業負担金徴収について質疑がありました。委員より「旧町で負担状況はどうなっているのか」との質疑でした。答弁は「旧町単位では、佐用、上月、三日月町で実績がありました。それぞれ要綱的な取扱いで負担金をいただきました。負担金は一律 1,000 分の 2.5。限度額は、旧佐用町は 3 万円、旧上月町は 5 万円、旧三日月町は上限がありませんでした。今度の 4 町合併に伴い、協定項目として決定されたので、地方自治法第 224 条の規定に基づき、条例制定が必要となりました」との回答がありました。

討論に入りまして、反対者が 1 人、反対討論があり、討論がなされ、その内容は、委員より「この第 4 条の負担金のうち、2 行目の「ただし 1 戸当たりの負担金の枠は 5 万円を限度とし、1,000 円未満は切り捨てるものとあるが、これは旧上月町の例を踏襲している。旧佐用町では受益者負担が 3 万円と少なかった。合併協定項目であっても、受益者負担増しは改悪になるため、賛成しかねる」ということで反対討論をし、意思表示されました。

議案第 70 号 佐用町急傾斜地崩壊対策事業負担金徴収条例の制定について、採決に入りまして。賛成が 10 人、反対が 2 人で賛成多数で可決することに決定いたしました。

以上です。

議長（梶原義正君） 以上で常任委員長の審査報告は終わりました。
これより委員長報告についての一括質疑に入ります。質疑のある方。

〔木村君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、木村慎吾君。

6 番（木村慎吾君） はい。6 番、木村です。

70 号についてですが、あの、委員の方々にね、現地調査を、まあ調査までいかなくても現地視察ぐらいでえんですけど、そういうことはされなかったんですか。

〔新田君「はい。もう一度。すみませんけど」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 現地調査はしたか、しないかということです。

産業建設常任委員長（新田俊一君） してありません。

議長（梶原義正君） はい、ほかにありませんか。

ないようですので、以上で常任委員長報告についての一括質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入りますが、各議案ごとに討論、採決を続けて行いますので、よろしく願いいたします。これより討論に入ります。

まず、議案第 69 号 佐用町地籍調査推進に関する条例の制定について討論はありませんか。

はい。ないようですので、討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 69 号 佐用町地籍調査推進に関する条例の制定について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔「反対があったん違うん」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） え。

〔「反対が 1 人おったん違うん」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 何が。

〔「委員長報告で反対が 1 人おったんやろ。それが賛成に回ったということ」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） そうです、そうです。

続いて、議案第 70 号についての討論に入ります。

〔高見君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。1 番、高見君。

1 番（高見誠規君） 1 番、高見です。

議案第 70 号 佐用町急傾斜地崩壊事業負担金条例の制定についてに対する反対討論。

条例案第 4 条 負担金の額の受益者負担、これは 1 戸当たりの負担限度額が 5 万円を限度としております。旧佐用町では、負担限度額は 3 万円だったので、2 万円の引き上げになるので反対いたします。以上です。

議長（梶原義正君） 賛成討論の方、ありませんか。

ほかに討論の方、ありませんか。

はい。ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 70 号 佐用町急傾斜地崩壊対策事業負担金徴収条例の制定について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 . 議案第 73 号 佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 6 に入ります。

議案第 73 号 佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより本案についての討論に入りますが、討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。議案第 73 号 佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 . 議案第 74 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 7 に入ります。

議案第 74 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより本案についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

28 番（鍋島裕文君） 議案 74 号の反対討論をいたします。本議案は議案 62 号で反対した国民保護協議会委員の報酬を具体化する内容であり、反対いたします。

議長（梶原義正君） ほかに、賛成討論の方、ありませんか。

はい。ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。議案第 74 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 . 議案第 75 号ないし第 89 号議案について〔委員長報告〕

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 8 に入ります。

議案第 75 号ないし第 89 号議案についてを一括議題といたします。本案については、予算特別委員会に審査を付託しておりましたので、これより予算特別委員長の審査報告を求めます。予算特別委員長、井上洋文君。

〔井上君「はい」と呼ぶ〕

〔井上君 登壇〕

予算審査特別委員長（井上洋文君） それでは、予算特別委員会より報告いたします。平成 18 年度佐用町一般会計及び各特別会計予算案の審査のため、3 月 14 日から 3 月 16 日までの 3 日間、佐用文化情報センターにおきまして、予算特別委員会を開催いたしました。出席者は別紙報告書のとおりでございます。

今回、当委員会に審査を付託されました案件は、議案第 75 号から議案第 89 号までの 15 議案についてであります。詳細につきましては、お手元にお配りしております報告書のとおりでございます。それでは、審査の経過と結果を報告いたします。

まず、議案第 75 号 平成 18 年度佐用町一般会計予算案の提出についてであります。

質疑に入りまして、歳入では町税及び固定資産税の滞納分について、地方交付税について、住宅使用料の滞納等についての質疑がございました。

歳出では、議会費で議員報酬について、総務費で総務管理費の弁護士相談料について、民生費で障害者の小規模作業所の運営費助成について、衛生費では予防費の人間ドックについて、農林水産業費では土づくりセンター運営助成金、農地費の弁護士報酬、中山間地域総合整備事業費の工事請負費について、商工費では桜肥培管理委託料について、土木費では道路新設改良費の土地購入費・補償費について、消防費では救命士等について、教育費ではスクールバスについて、災害復旧費では災害関係の後始末について、全般では税収の収入未済額予算について等の質疑がございました。

討論に入りまして、反対者が 1 名あり、反対の意見表明をされました。最終日に反対討論をされます。

採決に入りまして、賛成者多数で可決とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 76 号 平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出についてであります。

質疑に入りまして、保険税について、滞納繰越について等の質疑がございました。

討論に入りまして、反対者が 1 名あり、反対の意思表示をされました。最終日に反対討論をされます。

採決に入りまして、賛成者多数で可決とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 77 号 平成 18 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出についてであります。

質疑に入りまして、医療費負担についての質疑がございました。

討論に入りまして、反対者が 1 名あり、反対の意思表示をされました。最終日に反対討論をされます。

採決に入りまして、賛成者多数で可決とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 78 号 平成 18 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出についてであります。

質疑に入りまして、滞納繰越について、介護保険料について等の質疑がございました。

討論に入りまして、反対者が 1 名あり、反対の意見表明をされました。最終日に反対討論をされます。

採決に入りまして、賛成者多数で可決とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 79 号 平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出についてであります。

質疑に入りまして、朝霧園の職員体制について等の質疑がございました。

討論はございませんでした。

採決に入りまして、賛成者全員で可決とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 80 号 平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出についてであります。

質疑に入りまして、水道使用料について、滞納について、口径について、旧三日月町の簡易水道負担について等の質疑がございました。

討論に入りまして、反対者が 1 名あり、反対の意思表示されました。最終日に反対討論をされます。

採決に入りまして、賛成者多数で可決とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 81 号 平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出についてであります。

質疑に入りまして、滞納について、個人・法人の使用料の金額について等の質疑がございました。

討論はございませんでした。

採決に入りまして、賛成者全員で可決とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 82 号 平成 18 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出についてであります。

質疑に入りまして、委託料についての質疑がございました。

討論はございませんでした。

採決に入りまして、賛成者全員で可決とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 83 号 平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出についてであります。

質疑に入りまして、教育使用料について、なゆた効果について等の質疑がございました。

討論はございませんでした。

採決に入りまして、賛成者全員で可決とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 84 号 平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出についてであります。

質疑に入りまして、使用料収入、受託事業について、施設の宣伝について等の質疑がございました。

討論はございませんでした。

採決に入りまして、賛成者全員で可決とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 85 号 平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出についてであります。

質疑に入りまして、歯ブラシの売上について等の質疑がございました。

討論はございませんでした。

採決に入りまして、賛成者全員で可決とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 86 号 平成 18 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出についてであります。

質疑はございませんでした。

討論もございませんでした。

採決に入りまして、賛成者全員で可決とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 87 号 平成 18 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出についてであります。

質疑に入りまして、獣害対策保険料についての質疑がございました。

討論はございませんでした。

採決に入りまして、賛成者全員で可決とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 88 号 平成 18 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出についてであります。

質疑はございませんでした。

討論もございませんでした。

採決に入りまして、賛成者全員で可決とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 89 号 平成 18 年度佐用町水道事業会計予算案の提出についてであります。

質疑に入りまして、有収水量、給水原価について等の質疑がございました。

討論はございませんでした。

採決に入りまして、賛成者全員で可決することに決定いたしました。

以上で委員会報告を終わります。

最後になりましたが、委員各位、事務局、山田副委員長に大変御協力いただきましたことを御礼申し上げます。以上でございます。

議長（梶原義正君） 予算特別委員長の審査報告は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、先の予算特別委員会で質疑は終結いたしておりますので、会議の順序を省略して、直ちに討論・採決に入りたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

これより本案についての討論に入りますが、各議案ごとに討論・採決を続けて行いますので、よろしく願いいたします。本案についての討論に入ります。

まず、議案第 75 号 平成 18 年度佐用町一般会計予算案の提出について、討論はありませんか。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

46 番（金谷英志君） 46 番、金谷です。議案第 75 号 平成 18 年度佐用町一般会計予算案の反対討論をいたします。

まず、歳入についてですが、町税では町民税の所得割は対前年と比較して減額して予算計上しているが、本年 6 月よりの定率減税の 2 分の 1 の圧縮分が見積もられておりません。また、固定資産税は評価替えの年に当たります。一般会計のモデルケースでは、土地家屋は評価替えにより減税と当局は説明しています。この時は 3 億 1,100 万円ものゴルフ場の大口滞納問題に厳格な対応を求めるものであります。また、地方交付税については、対前年度当初予算費 6 パーセント減での予算見積りは、昨年の実績から見ても過少見積りではないか、疑問であります。3、住宅新築資金、生業資金貸付金については、多額の滞納金と回収と債権保全の厳格な対処を求めます。

次に、歳出についてですが、議会費について費用弁償 81 万 6,000 円を計上しているが、議員報酬のほかに支給されるもので、報酬の二重取りとなるものであります。総務費関係では、企画費の中で計画策定業者委託費 1,205 万 5,000 円が計上されていますが、安易に業者へ委託されるのは問題であります。また、総合計画審議会専門委員報酬の日額 1 人 4 万 5,000 円は高すぎます。住基カード作成委託料 6 万円、住基ネットワークシステム保守委託料 113 万 9,000 円が計上されているが、プライバシー保護上の問題もある住基ネットから脱退すること。次に、入札契約問題についてですが、落札率 95 パーセント以上が頻発するのは問題です。予定価格はぶきりしていると言うのなら、設計額も公表すべきであります。指名業者の事後公表問題、3 月中に決定すると回答されましたが、3 月議会では明らかにされませんでした。方針の明示を求めます。低入札価格と失格価格を設定すべきであることを提言します。次に、民生費関係では、外出支援サービス支援事業は、庵道町長の公約どおり、現行制度を全町化する。長寿祝金の支給対象は現行 77 歳以上となっていますが、今回それを 80 歳以上に改悪し、78・79 歳を排除するものであります。障害者施設訓練費支援費は、低所得者が無料のところを、4 月から 1 割負担化されます。1 割負担は町がすべきであることであります。乳幼児医療費は義務教育修了まで拡大し、現行の 700 円の患者立替払い制度は廃止すること。福祉医療は昨年改悪されましたが、町財源で元の無料に戻すことを求めます。保育所、朝霧園などは半数近くの職員が臨時職員によって運営されております。いずれも重要な施設であり、正職員を増やすべきであります。延長保育では、保護者の同意を得ないまま、保護者負担をとっています。条例どおりにすべきであります。旧三日月の国保税は一般会計から繰入れ、激変緩和措置をとることを求めます。衛生費関係では、にしはりま環境事務組合負担金 2,138 万 3,000 円は大型ごみ焼却建設のものとして計上されていますが、同組合はいわゆる 11 町協であり、既に新宮町、安富町はたつの市、姫路市に編入されています。両市とは 11 年後に脱退する確認がされており、大型炉建設資金の返済は宍粟市と佐用町、上郡町に押し付けられる可能性が高い。後世に悔いを残さないよう、旧 11 町協は解散することを求めます。農林業費関係では、集団営農や中山間地等、直接支払制度は国の制度改悪が続いておりますが、国に改善を求めると同時に、当面改悪分は町単での補助を求めます。特産品開発は農家待ちとせず、町当局として振興策を示すべきであります。仁方ほ場整備は神戸地裁判決に従い、早期決着

を図るべきであります。主幹農道舗装は、町道並の扱いとし、地元負担金は免除するべきであります。商工業では、西播磨高原都市を活用した総合振興策を求めます。商工業は業者任せにせず、町の振興策を示すこと。教育関係では、まず初めに指摘しておきたいことは、社会教育を町長部局としているが、これは兵庫県下では皆無であり、全国的にもまれであります。中教審でも教育委員会所管の方向で議論がされているとの県教委の回答であります。町教委へ戻すべきであります。児童・生徒の就学援助費は、全児童・生徒 1,805 人中 61 人で 3.4 パーセント、赤穂市と比べると 10 分の 1 であります。同市と 10 倍もの所得格差があるとは思えません。申請手続きに問題ないか、検討を求めます。図書館司書を小中学校に配置すべきであります。そのためには現場教員に資格を取得させて、兼務発令し、不足教員は別途補充するなどの対策を求めます。学校給食には極力地元の食材を使うとともに、町独自の給食費補助を講じることを求めます。町公認団体の施設使用料は免除する措置を講じること。利神城跡の文化財国指定をすること。

以上の項目をもって反対討論といたします。

議長（梶原義正君） 賛成討論の方、ありませんか。

〔廣畑君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、廣畑君。

13 番（廣畑寛君） 13 番、廣畑です。平成 18 年度佐用町一般会計予算案に対して賛成討論いたします。本予算は新町発足後初の通年予算であります。厳しい財政状況の中で約 10 億の基金を取り崩しての予算の編成となりましたが、アスベスト対策、教育施設の整備等、緊急に取り組まなければならない事業、旧町よりの継続事業、合併関連事業等、必要不可欠事業を柱に編成されたものであり、庵造イズムが出るのはまだまだ時を待たねばならないと思います。現時点においては妥当な予算と思われます。今後の調整を待たねばならない事項も多々あります。徴税収入の減少が続く中、経常収支比率は 80 パーセント強となっております、財政状況はますます厳しくなってくると予想されます。事業の必要性、効果等、十分に配慮をされた予算の執行を希望して、賛成討論といたします。以上。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔木村君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。6 番、木村慎吾君。

6 番（木村慎吾君） はい。木村です。

あの、これほんとは予算委員会の中で言えばよかったんですけども、非常に気になるところがあります。2 点だけ申し上げます。ほかにもあるんですけど。

1 点目は、あの、畜産公害の問題ですが、今ここに挙がってるのでは少なすぎます。新しく入った人があり、先日も上がってみると、本当にとんでもない汚れようです。本当であれば、普通の公害であればですね、公売にこう毒物が汚染された土を全部きれいに取り除いてどっかに捨てるのが公害防止なんです。それから考えたら、今挙がっている例年どおりの公害防止の予算では少なすぎます。これでは解決ができないです。この点を非常にこう心配しますので、この予算ではいけないと思うんです。

それから、2点目は、あの、ずっと前にも佐用議会のとき申し上げたんですが、音楽堂が非常にマイナス経営になっています。あの、文化活動はどうしても赤字が出るのは当然なんですけれど、ちょっとこの予算委員会が済んでからもう一度調べ直してみましたら、平成11年度で収入に対して支出は約14倍、12年度が9倍、13年度が14倍、14年度が12倍、15年度はこれ何かあの、ちょっと家屋修理をされたらしんですが、30倍、16年度が9倍というような状態で、非常に赤字なんです。もともとあれができたときも、町民全部が賛成したわけじゃなくて、何かこうおかしい状態の中であつたということを知っていますし、非常に反感持たれている人もあります。これ当分、例えば10年ほどですね、一遍閉鎖してみて、そして新しくそのやり方を考えてみる必要があるんじゃないか。例えば、教育の中で、これあの教育に関係があるんですが、教育の中で小学校・中学校で左の脳を十分発達させる教育をやってほしい。そうすれば、右の脳は、すなわち国語・算数というようないわゆる学力と言われる部分は十分伸びてきます。そういう形の中で、しばらく待てば、またあの音楽堂が必要な時期が入ってくると思います。そういうことで、今のやり方ではうまくいかない。「予算がない、ない」言いながら、こういうことをされてどうなるのかなということだと思います。以上で反対討論といたします。

議長（梶原義正君） ほかに。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） 反対ですか。

〔岡本君「賛成討論」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、どうぞ。

19番（岡本義次君） はい。19番、岡本です。

今、まああの、金谷議員がいろいろおっしゃいましたけれど、佐用町は合併して初めての予算を組むわけでございます。国と地方合わせてですね、1,000兆を越える大赤字を負って、世界第2の経済大国とはいえ、国民1人当たり800万にもなる赤字でございます。5人家族がいれば4,000万ということで、1秒100万円の赤字利子がまだなお増えております。そういう中でですね、国がもたなくなつたような状態の中でですね、国の交付金、そして県の補助金が減る中で、今ある議員が言われたように、「あれもしたい、これもしたい」ということは事実分かっておりますけれど、打出の小槌があつてですね、金は何ぼでもあるのであればそのようになりますけれど、やはり限られた財源の中でですね、こういう4町のバラつきがですね、初めての予算を組む上において、致し方がない、こういうまだこれからですね、調整していかなければなりません、まちづくり協議会等、今後新しく作りまして、そういう今まで国がやっていた、役場がやっていたということが、もうできないような状態になりつつ中でですね、やはりわれわれ町民がやはり知恵や汗を出して頑張つて、われわれの住むこの佐用町をですね、小さくとも光るオンリーワンのですね、そういう佐用町にぜひ皆さんがやっていかなければならないということで、18年度予算はですね、やむを得ないものと思います。そういうことで、賛成討論といたします。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 75 号 平成 18 年度佐用町一般会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 76 号についての討論に入ります。議案第 76 号 平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について、討論の発言はありませんか。

〔吉井君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、吉井君。

5 番（吉井秀美君） はい。5 番、吉井です。議案第 76 号 平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案に反対の討論をします。

昨年度、三位一体改革により国民健康保険の国の負担を都道府県に置き換え、都道府県負担導入に伴い、税源移譲が行われましたが、国保給付費に占める国の負担は 50 パーセントから 43 パーセントに減少となりました。国保は加入者の約半分が年金生活者など無職の人であることから、どうしても国の手厚い援助が必要です。しかし、1984 年の国保法改悪を皮切りに、次々と国庫負担を切り下げてきたことが国保会計を悪化させてきました。制度を維持するために、国保税が次々と引き上げられ、加入者の大きな負担になっています。払いたくても払えない状況が生まれてきました。そこで、国がとった対策が保険証の取上げです。国は 2000 年 4 月から滞納世帯から保険証を取上げることを自治体の義務としました。まさに金の切れ目が命の切れ目となっています。もともと税弱な国保の安定運営のためには、国庫負担の復元がどうしても必要であります。また、2006 年度は合併に伴う国保税の調整が行われますが、旧三日月町分の 3 割以上にもなる大幅な値上げは生活が厳しい時勢であるだけに許されません。よって、反対をいたします。

議長（梶原義正君） 次に、賛成討論の方、ありませんか。
ほかに討論はありませんか。

〔松尾君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、松尾君。

47 番（松尾文雄君） 反対でいいですか。

議長（梶原義正君） はい。

47 番（松尾文雄君） はい。議案第 76 号 平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案に反対します。

このたびの予算案の税率改正は、同じ町でありながら旧 4 町の負担額があまりにも違いすぎます。医療費税では旧三日月町の住民がこれまでよりも約 4 割からの増額負担になっ

ております。これまで旧三日月町におきましては健康づくり、また予防事業等に力を注いできた結果、医療費が削減でき、安い税率で運営できたと思っております。新町におきましても、健康づくり予防事業に力を注いでいただくことが一番望ましいかと思われま。また、税率改正におきましては、合併直後ですから、段階的な調整をすべきと指摘しまして、反対討論とします。

議長（梶原義正君） ほかに討論ありませんか。

はい。ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 76 号 平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 77 号についての討論に入ります。議案第 77 号 平成 18 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について、討論はありませんか。

〔吉井君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、吉井君。

5 番（吉井秀美君） 5 番、吉井です。議案第 77 号 平成 18 年度佐用町老人保健特別会計予算案に反対の討論をします。

高齢者の医療費を定額制から定率 1 割、所得により 2 割へと負担を増加させました。定率制というのは窓口でいくら払わなければならないか、総額が分からないという不安があります。1 箇月の負担の上限が決められていますが、いったん立替払いをしておいて高額医療の清算をしなくてはならないというのも、年金生活者には重い負担です。更に、今年 10 月からは 70 歳以上の高齢者のうち現役並の所得のある人について、自己負担割合を 2 割から 3 割に引き上げようとしています。このようなことで、なるべく医者にかからせないようにして、医療費を抑えようという国のこそくな魂胆に追従した会計なので反対をいたします。終わります。

議長（梶原義正君） ほかに討論はありませんか。

討論がないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 77 号 平成 18 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 78 号についての討論に入ります。議案第 78 号 平成 18 年度佐用町介

介護保険特別会計予算案の提出について、討論はありませんか。

〔笹田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。2番、笹田君。

2番（笹田鈴香君） はい。2番、笹田です。議案第78号 平成18年度佐用町介護保険特別会計予算に反対の討論をいたします。

介護保険法の改悪により、昨年10月1日から特養ホームなどの施設の食費、居住費、短期入所の食費、滞在費などが保険給付の対象から外れ、全額負担となったため、サービスの利用回数を減らした人があります。その上、4月から保険料が佐用町では先ほども言いましたように、2,700円が3,100円に値上げになります。ますます利用者の負担増になります。また、4月から地域包括支援センターができ、新予防給付が施行されますが、今までの介護認定が一部変更され、その要介護認定で要支援1と要支援2に認定された人は、これまでのサービスでなく、新予防給付のサービスしか利用できなくなります。佐用町ではまだ未定だそうですが、全国的に見ますと、介護度1の7、8割が要支援2と判定される見込みと言われております。

次々と改悪される介護保険制度ですが、介護保険制度の導入のとき、家族介護から社会が支える事業へ、在宅で安心できる社会へ、サービスが選択できる制度へなどと政府は宣伝をしてきました。しかし、実際は利用料の負担が重く、そして多くの高齢者が介護の必要性でなく、いくら払えるかによって受けるサービスの内容を決めざるを得ない状態になっています。国・県に追随せず、町独自の減免措置制度などを要望し、介護保険特別会計予算に反対をいたします。

議長（梶原義正君） 賛成討論の方、ありませんか。

ほかに討論の方はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論は終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第78号 平成18年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第79号についての討論に入ります。議案第79号 平成18年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について、討論の発言はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第79号 平成18年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決

されました。

続いて、議案第 80 号についての討論に入ります。議案第 80 号 平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について、討論はありませんか。

〔金谷君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） 議案第 80 号 平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計の反対討論をいたします。

問題は三日月簡易水道の大幅な水道料金の値上げであります。この値上げによって、三日月簡易水道加入者は 1,000 万円の負担増になるとの当局答弁であります。合併についての説明では、負担は軽くという話でした。簡易水道は事業としてはそれぞれ独立しており、料金体系を同じにする必要性はありません。隣の新穴粟市では、合併当初は料金の統一はされておられません。この穴粟市のように、それぞれの事業ごとに料金を設定するか、統一するなら三日月簡易水道に合わせて住民の負担を軽減するべきであります。以上、反対討論といたします。

議長（梶原義正君） 次に、賛成討論の方、ありませんか。

はい。ほかに討論の方はありませんか。

〔大久保君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、大久保君。

51 番（大久保宏務君） 反対でよろしい。

議長（梶原義正君） はい。

51 番（大久保宏務君） 議案第 80 号 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案に対して反対いたします。

合併後に調整が図られ、三日月町域の住民は基本的にはですね、500 円以上の値上げをまあ容認しておるわけですが、この問題についてはこぞって住民は負担の多さに今更ながら感じております。年間で 8,000 円程度の負担増とはいえ、現在もいろいろと論議されましたように、所得税また県税、住民税、そしてまた三日月町住民にとっては、元の旧の三日月住民にとっては国保税の大幅な負担、いわゆる重税圧迫感が更に広がっております。簡水の負担は住民生活をますますそういう点では苦しくするものであります。言い換えれば、三日月町の料金に調整をして、全町の住民の負担の軽減を図るべきであります。公共料金の格差是正などは、包括的な特別交付税処置が講ぜられるというふうになっておったにも係わらず、合併協の決定事項ないしその時点での的確な判断をしなかったために、それをしなかった点を棚上げにして、住民への負担増を求めることについては容認されるものではありません。よって、反対を表明し、討論といたします。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

はい。ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 80 号 平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 81 号についての討論に入ります。議案第 81 号 平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について、討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 81 号 平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は。

〔「全員違う」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） すいません。もう 1 回ひとつ、賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、分かりました。挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 82 号についての討論に入ります。議案第 82 号 平成 18 年度 佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 82 号 平成 18 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 83 号についての討論に入ります。議案第 83 号 平成 18 年度佐用町にしはりま天文台公園特別会計予算案の提出について、討論はありませんか。

はい。ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 83 号 平成 18 年度佐用町にしはりま

天文台公園特別会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 84 号についての討論に入ります。議案第 84 号 平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 84 号 平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、分かりました。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 85 号についての討論に入ります。議案第 85 号 平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） はい。ないようですので、本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 85 号 平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 86 号についての討論に入ります。議案第 86 号 平成 18 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について、討論の発言はありませんか。

はい。ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 86 号 平成 18 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決

されました。

続いて、議案第 87 号についての討論に入ります。議案第 87 号 平成 18 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について、討論の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 87 号 平成 18 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 88 号についての討論に入ります。議案第 88 号 平成 18 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ないようですので、本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 88 号 平成 18 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 89 号についての討論に入ります。議案第 89 号 平成 18 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について、討論ありませんか。

はい。ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 89 号 平成 18 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 . 議案第 90 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び佐用町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 9 に入ります。

議案第 90 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び佐用町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより本案についての討論に入ります。討論ありませんか。

はい。ないようですので、これで討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。議案第 90 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び佐用町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のためにしばらく休憩したいと思います。再開は、午後 1 時。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（梶原義正君） はい、すいません。休憩前に引き続き、会議を再開いたします。なお、新田新一議員が体の不調で午後退出されましたので、報告しておきます。

議長（梶原義正君） いやいや、新一さんが帰ったんや。

〔「ああ、新一さん」と呼ぶ者あり〕

日程第 10 . 議案第 99 号及び議案第 100 号について

議長（梶原義正君） はい。続いて、日程第 10 に入ります。

なお、あらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付いたしており、御熟読のこととしますので、会議の進行上、朗読を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

まず、日程第 10、議案第 99 号及び議案第 100 号についてを一括議題といたします。

議案第 99 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する

条例について。議案第 100 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。提案に対する当局の説明を求めます。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第 99 号 佐用町の議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、及び、議案第 100 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての提案の御説明を申し上げます。

今回の改正は 17 年の人事院勧告に基づき、昨年 11 月に改正をいたしました期末手当の支給割合について 0.05 箇月分を 6 月期及び 12 月期に割り振るものでございます。

御承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきましては、本日即決といたします。

これより本案についての一括質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） はい。ないようですので、これで本案についての一括質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。議案ごとに討論、採決を続けて行いますので、よろしく願いいたします。

これより本案についての討論に入ります。まず、議案第 99 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔森崎君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、森崎君。

36 番（森崎龍二君） 36 番議席の森崎龍二です。私は、議案第 99 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の討論をいたします。

本議案は、議長、副議長、議会運営委員長、常任委員長、委員、それぞれについての期末手当の支給割合を 6 月については 100 分の 210 から 100 分の 212.5 に、12 月については 100 分の 230 から 100 分の 227.5 に改正するというものですが、この議員の期末手当の支給割合については、昨年 11 月の臨時議会で、職員については本俸を 0.36 パーセント減額する中、議員については 12 月支給の期末手当が 100 分の 225 から 100 分の 230 に引き上げられた経緯があり、このとき私たち日本共産党議員ほか幾人かの方が、この期末手当の引き上げには反対いたしました。今回の議案は引き上げられた支給割合はそのままに

されており、支給割合の割り振りのみを変更するものとなっております。そういう点で容認することは出来ませんので、反対いたします。

議長（梶原義正君） はい。賛成討論の方、ありませんか。

ほかに討論の方、ありませんか。

はい。ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 99 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 100 号についての討論に入ります。議案第 100 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔森崎君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、森崎君。

36 番（森崎龍二君） 理由は先ほどの理由と同じ点で反対いたしたいと思います。先ほど、90 号で特別職の給与が下げられましたが、本議案等はこれは関係ないということで反対です。

議長（梶原義正君） ほかに討論ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。議案第 100 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 . 議案第 101 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 11 に入ります。

議案第 101 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただいま上程をいただきました議案第 101 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部改正について提案の御説明を申し上げます。

今回の改正は平成 17 年の人事院勧告により、国家公務員の給与構造改革が行われたことに準じ、改正するもので、給与水準を平均 4.8 パーセントも引き下げ、現行 1・2・3 級は引き下げを行わず、現行 4 級・5 級の前半号級は 4.8 パーセント未満に抑制し、管理職等最大 7 パーセント引き下げ、給与体系のフラット化を図るものであります。

また、給与表の再編として、8 級制を 6 級制とし、現行の 1 号級を 4 分割とし、勤務成績に基づく昇給制度の導入の位置づけを図るものであります。大幅な減額に伴い、激変緩和策として、現給補償が経過措置として措置され、中高年齢層については定期昇給の抑制、5 年間程度で制度の調整を図るものでございます。

勤務手当につきましては、12 月期の勤勉手当の支給割合について、特別職と同様に 6 月期と 12 月期に割り振るものであります。現行の調整手当 5 パーセントの支給につきましては、地域手当に変更し、3 パーセント支給するものでございます。

以上、職員の給与に関する条例の一部改正についての御説明を申し上げます。御承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 　　提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきましても、本日即決といたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方。

〔高見君 挙手〕

議長（梶原義正君） 　　はい、高見君。

1 番（高見誠規君） 　　1 番、高見です。

ただいまの町長の提案理由の説明の中で、俸給表を 4.8 パーセント引き下げということについて、労使間で確認事項があるんですか。

それから、もう 1 点。調整手当 5 パーセントのところ、地域手当と改称してですね、3 パーセントに引き下げると。これはいつまでするんかということについても、組合交渉はなされておりますか。

以上、2 点。あ、もう 1 点。ただいま最後に査定賃金というような、僕は受け止めたんですけども、そういうようなこともこの度導入されるんですか。

以上、3 点。

議長（梶原義正君） 　　はい、町長。

町長（庵逄典章君） 　　はい。あの、現給のこの制度改正につきましては、組合との交渉において、同意をいただいております。また、地域手当につきましてもですね、調整手当がなくなり、地域手当、まあ、本来 5 万人以下の私たちの地域におきましては、基本的には地域手当というものがないという形になるんですけども、今年度につきましては 3 パーセント支給。来年度以降については、基本的に地域手当を廃止する方向で組合の同意も得ております。

〔高見君「19 年度以降は廃止」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） その予定でございます。それから、査定賃金につきましては、査定は当分今のところ、まだ制度上はしません。はい。

〔高見君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、高見君。

1 番（高見誠規） 1 番、高見ですけども、これ、自治労連というのを試算ではですね、今言う、町長が言われる地域手当、支給される地域の勤務者にとってはですね、生涯賃金が 1,200 万円の削減になるというように書いてあるわけなんです。それで、それについてね、町長どういうふうに、単に人勧だというだけではなしに、そういうことまで考えてですね、これについて提案されとんかどうか、お尋ねします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、賃金につきましてはですね、かなり大幅な削減、減額になるということは十分に認識はいたしております。しかしまあ、こういう財政状況の中でですね、また、地域の民間給与等との対比から考えてですね、この削減について組合にも何とか御理解、職員にもですね、理解をしていただいて、協力いただくようお願いをして、まああの、職員の皆さんにおいても理解をいただいているというふうに考えております。

〔高見君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、高見君。

1 番（高見誠規君） それとその俸給表の 4.8 パーセント引き下げについてですね、労使間でいろいろな協定がされとると思うんですけど、もう少し詳しく説明してほしいと思います。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、平均 4.8 パーセントの一応減額という形に、新しい給与の方に位置づけるわけですけども、説明にも申し上げましたように、その分につきましては現給補償という形で、実際には引き下げはありません。ただ、そういうあの、今後 4.8 パーセント平均なところに位置づけした中で、これから昇給がですね、給与水準に行くまで、まあ言えば昇給がしないという形で現給補償がされるわけです。まああの、そういう点についてはよく説明をさせていただいて、理解をいただいております。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔岡本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

19 番（岡本義次君） はい。19 番、岡本です。

このまあ、人事院勧告に基づいて 4.8 パーセントの引き下げとかですね、まあ 30 歳の中年で 7 パーセントということでございますけれど、まああの、18 年度予算 136 億、佐用組んだんでございますけれど、合併してですね、佐用町職員が 417 名という中でですね、その人件費の占める割合が、まあ何パーセントかということも、またこれからおいおい勉強さしていただきますけれど、いわゆる財政的にですね、もう苦しくなってますね、そういうこの人事院勧告だけに基づいてのね、そういうやつで行かれるんか、また、1 歩踏み込んでですね、ある程度その人事院勧告だけじゃなくて、佐用の条例としてのですね、もう少しそういう支出割合で予算が組めないような苦しい状態の中であるのであればね、そういうところまで町長はお考えになっとんかどうかな。そこら辺はいかがなもんですか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、基本的にはですね、今回の改正というのはかなり大幅な給与の削減になっております。こういう点についてね、この職員についても、非常にまあこれをお互いに理解していただくということについては、本当に厳しい中、よく理解をしてくれたというふうに思っております。ですからまあ、それ以上ですね、給与削減については、どのような状況が起こさないような財政運営をね、これから考えていかなければならないわけです。今のところですね、人事勧告、この制度以上のことを町独自にね、やるようなことは考えておりませんし、そうならないような、これから行政改革を行っていかねばならないというふうに思っております。

〔高見君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、高見君。

1 番（高見誠規君） 50 歳ぐらいで 7 パーセントぐらいのカットになるんですか。それが 1 点と、それから、まあ僕も長いこと公務員しとったんですけども、まあ最初就職した時期だったら、新日鉄に行っとる友だちが僕の給料の倍ぐらい給料もらいよったという時期があったわけです。公務員にはね。いろいろ条件が悪い中でも、最低公務員並の賃金ということで、いろいろ言われとったわけですけども。ですから、役場の諸君もかわいそうに、僕よりまだ同い年のもんだったら安い時期も、郵便局より安い時期もありました。しかし、それをまあ一応役場の給料がこれなんやからということで、町でも下が早い言うんかね、賃金の。そういう役割を果たしてきた時期もあるわけなんです。そういう点についてね、町長どう思われるんか。以上、2 点ね。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、給与につきましてはですね、まあ公務員給与、これはまあ、あの、民間の全体のその給与水準というものがですね、上がれば上がる、下がれば下げるということの調整がこれまでもされてきたと思います。ですから、そういう意味では公務員の給与もですね、毎年人事院という形の調整の中でですね、給与水準というものが上がってきたわけです。しかしまあ、こういう経済状況の中でですね、公務員の給与というのが全体としてそういう水準から見て高い部分があるということでの、まあ今回の減額措置だというふうに思っております。ですから、これが、こういう経済がですね、また新たに良くなって、国の全体の給与水準というものがですね、上がってくれば当然それに伴って

公務員の給与も改正されるというふうに思っておりますので、そういうその公務員給与が民間を支えて、下支えしているというよりかですね、私は全体の中で給与というものが調整をされているんだというふうに理解をしております。

〔高見君「それから、50歳7パーセントいうの、ちょっと」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、実際に6.5パーセントぐらいになるんじゃないかと思いません。その一番高いところですね。7パーセント近いところに、まあ給与ですから。

〔「50歳ぐらいで」と呼ぶ者あり〕

町長（庵途典章君） 50歳ぐらいでね、の一番給与水準、あの、ところで、4段階に1号俸を区分しますから、ですから、どうしてもある程度の差というのは、これ出てきます。はい。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。
ないようですから、これで本案についての質疑を終結いたします。
これより本案についての討論に入ります。

〔高見君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。反対討論。高見君。反対討論からですね。

1番（高見誠規君） まだ決めてないでっせ。

議長（梶原義正君） いやいや、だから聞いとんです。反対討論を先やってもらいますから。

〔高見君「よう言うてや。賛成討論。いや、ほんまに」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 賛成討論ですか。はい。じゃあ、反対討論の方、ありませんか。ほいじゃあ、あの、どうぞ。

1番（高見誠規君） ありがとうございます。議案第101号 佐用町職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する賛成討論をします。

昨年8月の人事院勧告は0.36パーセント、平均1,380円減額と、基本給と扶養手当を引き下げ、昨年4月に遡って適用。一時金をわずか0.05パーセント引き上げるというものだった。佐用町で既に実施しております。その上、当局は人勤のいう給与構造の見直しを次のとおり、今確認したとおり協定しております。

1つ、俸給4.8パーセント引き下げ、労使で交渉し、現給補償するということを確認しております。それから、2番目。高齢者の給与抑制の昇給カーブの問題。50歳ぐらいで最高7パーセント近いカットになるということ。それから、3番目。調整手当5パーセントのところ、地域手当と改称し、昔は地域手当言うってたんですけど、改称し、当面18年

度に限り 3 パーセントに引き上げ、19 年度以降は廃止するという。査定賃金については導入しないと。これが実施されると、自治労連の試算では、地域手当、民支給の地域に勤務するものにとっては、町外賃金は 1,200 万円の削減になるもようです。従来から役場職員の賃金は、民間の福祉関係職員はじめ、民間賃金の下支えをしてきました。したがって、本案には反対すべきですが、労使交渉で妥決しているのでやむなく賛成いたします。以上です。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

はい。ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。議案第 101 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12 . 議案第 102 号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 12 に入ります。

議案第 102 号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（岡本一良君） 議案第 102 号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。佐用町消防団員等公務災害補償条例、平成 17 年佐用町条例第 152 号の一部を別紙のとおり改正する。平成 18 年 3 月 29 日提出。佐用町長、庵逄典章。理由、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、関係条例を整備する必要が生じたため。以上です。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案第 102 号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正され、本町においても関係条例を整備するため、一部改正するものであります。新旧対照表により説明をいたします。

第 5 条、補償基礎額について、2 項では 9,000 円を 8,800 円に、3 項では 450 円を 433 円に改めるものでございます。補償金額については、補償基礎額に障害等の程度による係数を乗じて算出するシステムとなっております。

第9条の2では、介護補償の金額を変更するもので、1箇月当たりの補償額を介護の程度に応じて4段階に分類し、金額をそれぞれ改正案のように改めるものでございます。

別表第1の改正につきましては、消防団員及び水防団員が対象となる補償基礎額表で、勤務年数及び階級により9段階の基礎額を改正案のように改めるものであります。

附則では、施行期日及び経過措置について明記をしております。法改正に伴う条例の一部改正でありますので、御承認をいただくようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（梶原義正君） 本案につきましても、本日即決といたします。
これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方。
ないようですので、これで本案についての質疑を終結いたします。
これより本案についての討論に入ります。

〔目黒君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、目黒君。

35番（目黒有博君） 35番議席、目黒です。議案第102号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について反対討論をいたします。

非常勤消防団員は地域住民の安全の確保を最前線でしている。災害が発生した時には命をはって頑張っている人たちであります。この人たちの災害補償をすることは町の責務であります。公務災害の損害補償基礎額の引き下げには反対です。以上です。

議長（梶原義正君） 賛成討論の方、ありませんか。
ほかに討論はありませんか。
ほかにないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。
これより本案についての採決に入ります。議案第102号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第103号 平成18年度における固定資産税に係る納期の特定に関する条例について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第13に入ります。
議案第103号 平成18年度における固定資産税に係る納期の特定に関する条例についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（岡本一良君） 議案第103号 平成18年度における固定資産税に係る納期の特例に関する条例について。平成18年度における固定資産税に係る納期の特例に関する条

例を次のように定める。平成 18 年 3 月 29 日提出。佐用町長、庵迨典章。理由、平成 18 年度固定資産税の評価替えに伴い、納期を変更する必要性が生じたため。以上です。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵迨典章君 登壇〕

町長（庵迨典章君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第 103 号 平成 18 年度における固定資産税に係る納期の特例に関する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

固定資産税においては、3 年ごとに評価替えが行われ、来る平成 18 年度が地方税法第 409 条第 1 項による今後 3 年間の新たな基準年度となり、宅地等の税負担の調整が講ぜられることから、納期を変更する必要性が生じたためでございます。

御承認を賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する提出者の説明は終わりました。本案につきましても、本日即決といたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方、ありますか。

ないようですので、これで本案についての質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。討論の方、ありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。議案第 103 号 平成 18 年度における固定資産税に係る納期の特例に関する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14 . 議案第 104 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 14 に入ります。

議案第 104 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（岡本一良君） はい。議案第 104 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて。固定資産評価員に下記の者を選任したいから、地方税法、昭和 25 年法律第 226 号、第 404 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。平成 18 年 3 月 29 日提出。佐用町長、庵迨典章。記。住所、佐用町真盛 533 番地。氏名、高見俊男。生年月日、昭和 28 年 1 月 15 日生まれ。任期、平成 18 年 3 月 29 日から。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長「議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第 104 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

地方税法第 404 条第 1 項の市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に固定資産評価員を設置するのを規定に伴い、このたび佐用町助役、高見俊男氏を佐用町固定資産評価員に選任するものであります。地方税法第 404 条第 2 項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

御承認いただきますようお願いを申し上げ、説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する提出者の説明は終わりました。本案につきましても、本日即決といたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑がある方。

ないようですので、本案についての質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。討論の方。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。議案第 104 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 15 . 議案第 105 号 佐用町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 15 に入ります。

議案第 105 号 佐用町教育委員会委員選任につき同意を求めることについてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（岡本一良君） 議案第 105 号 佐用町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて。次の者を佐用町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、昭和 31 年法律第 162 号、第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求め。現住所、佐用町櫛田 2222 番地。氏名、中川孝之。生年月日、昭和 31 年 10 月 15 日生まれ。平成 18 年 3 月 29 日提出。佐用町長、庵途典章。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明を求めます。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第 105 号 佐用町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて、提案の御説明を申し上げます。

この度、佐用町教育委員会委員、衣笠孝教育長が一身上の都合により 3 月 31 日をもって辞任されることに伴い、その後任として教育に関し識見を有する中川孝之氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。任期につきましては、前任者の残任期間となります。

御同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の理由の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する提出者の説明は終わりました。本案につきましても、本日即決といたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方。

〔西岡君「はい。はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、西岡君。

31 番（西岡正君） はい。本案件につきましては、教育委員会の委員の任命ということでございますけれども、去る 3 月 5 日の本会議の後、全員協議会の中で、庵途町長は「教育長に中川孝之氏をしたい」と、このような報告がございました。その中で、私が「教育長はだれが決めるんですか」とお尋ねしたところ、町長は「私が決めるんです」と、こう言われたことは全議員御存じのことだと思います。本日は教育委員の任命でありますけれども、過日の神戸新聞の 3 月の 28 日、神戸新聞であります、播磨版で「教育長に中川氏を起用」と「佐用町長方針」「衣笠氏の後任」と、こうまあ出ておるわけありますけれども、その時の私の指摘は「あくまでも教育長は教育委員会の互選で決めるものだ」と、こう申し上げたはずであります。それで、これはですね、法律の読み方、私はこう専門じゃありません。分かりませんけれども、「地教行法」と書いておりますが、私は地方教育行政法だと、こう勝手に解釈をしておりますが、その 16 条の第 2 項に「教育委員会の互選とする」ということになってあります。で、去る 17 日の総務委員会で、町長はこのことに対してですね、「私の勘違いであった」。その中で私は町長にこういう言い方をしたはずなんです。「そうすると佐用町が今まで審議されてたことは、すべて間違いだったんですか」と指摘をしたわけです。そしたら「そうです」と言われたわけありますけれども、そうしますと、今回の状況の中で間違っているものを、なぜ神戸新聞でこのように公表されたのかをお聞きしたい。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） はい。あの、神戸新聞の報道につきましては、新聞社の方が取材をされて書かれております。この委員会等で改めて私も説明させていただいたことについて、教育長の選任は町長が選考をして、そして教育委員として議会に同意を求め、そして教育委員会の中で決定をされるということについては間違いございません。ただ、選任のその選考するについては、町長の責任であります。ですから、それについては、これまでも教育長についてお願いしたいということで本人の同意を求めて、同意を得た上で、議会に図って承認をいただいて、後、教育委員会で決定がされたというふうな経過。これは、

私は佐用町なり、ほかの議会、町においてもですね、同じように取り扱われている選考の仕方でありますということはお話させていただいたとおりであります。ですから、佐用町のこれまで郡教委としてですね、の中で、佐用町が幹事町として教育委員、教育長の同意については、佐用町の議会でされてまいりました。そのあり方について、私は間違いだったとは言っていないと思っております。そういう方法でされてきたということでもあります。現、衣笠教育長につきましても、同じように衣笠教育長について教育長をお願いしたいということをお願いをし、同意を得て、議会に説明をし、議会の承認を得て、教育委員としての承認を得た上で、教育委員会を開かれて、教育委員会の中で互選によってですね、教育長に就任をいただいているという経過であり、これまでの教育長すべてがそういう形で選任をされてきたというふうに認識をしております。

〔西岡君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、西岡君。

31 番（西岡正君） 総務委員の方が十数名いらっしゃいますが、その中で「そうです」という、「間違いだったんですか」と「そうです」ということをはっきりと言われたことを私は記憶をいたしておりますが、今までの経緯がどうであれ、今までがこうだったからそのまま行くんだという感覚は私はおかしいのではないかなと。この内容を見ますと、教育委員の中から互選するという事になって、教育長の任命と、こういうことになっている以上、町長からそれまでに教育長をだれだれにするということは、私はおかしいんじゃないかと思いたすがね。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） はい。まああの、新聞の報道等については、あの、直近の例では、姫路市の教育長が今回代わられました。その姫路市の教育長の報道についても、市長が決定をされた教育長を教育長に選任する方針を固めたと。で、議会の承認後ですね、教育委員会において互選によって決定をされるというふうに報道されておりました。今回の報道についても、同じようにそういう報道のされ方がされてると思います。私の実際の選任についても、その方法と言いますか、町長がそういう方針の中で議会に諮るということについては、私は間違いではないというふうに思っております。

〔西岡君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、西岡君。

31 番（西岡正君） 今、ひとつの例として姫路市の例が出されましたけれども、姫路市の状況の中で町長されると、こういうようにおっしゃっております。私も総務委員会の後にだったかな、新聞で姫路市の状況を新聞で見ました。即ですね、姫路市の教育委員会に連絡をさしていただきまして、教育委員総務課の岡田さんこう言われました。その方に、「今、佐用町でこういうような状況の中で教育長は教育委員の中から互選することであるわけでありますけれども、その状況について今ちょっと私自身も納得し難いので、これはどういう方法だったんですか」と聞かしていただきましたところ、姫路市は「それは公の場かどうか分かりません。議員協議会か分かりませんが、きっちりと議

会の同意は得てます」と。「そして、教育委員会の同意も得てます」と。「そういう状況の中で記載させていただきました」ということでありましたので、それは今回の佐用町とは異なると、こう思っています。それについてどう思われますか。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは私も分かりません。どういうふうに手続されたのか。ただ、まだ議会の議決がされてない中で市長としてですね、そういう方針で固めたということが報道され、その後、議会に諮られて決定をされ、委員会で決定をされたという経過。これは同じだというふうに思います。

〔西岡君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

31 番（西岡正君） ひとつの例として姫路市を挙げられるのであれば、姫路市のどのような経過で決められたかの裏づけをはっきりととってですね、その中で町長はそういう答弁に倣うのであるのが当然であろうかと思えます。今の状況では、姫路市がこうだって新聞載られてたから、それを言いましたということでもありますけども、姫路市にはそういう経過がございましたので、それは今ここでどう言うてみたって、私は本来おかしいと思えますけども、まあ、ひとつ質問を変えます。
なぜ、中川氏なのかでお答えいただきたい。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは町長として、私は教育長として中川氏にお願いをしたいということで決定をさせていただいておりますので、選考をした、その私のそれぞれの理由ということについて申し上げることではなくて、結果として中川氏を私は推薦したいということをお願いをしているところでございます。

〔西岡君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、西岡君。

31 番（西岡正君） まあ、私もですね、過去に P T A の役員もさせていただきましたし、子ども会の役員もさせていただきました。その中で、教育というものがいかに大事なことか。そして、その教育がその町の将来にどうつながってくるかをよく存じておる状況で、私はそう思っております。そうした中で、今回の教育長についてはですね、まあ今まで教育長については、学校の校長先生、教育長いらっしゃるのに大変失礼な言い方なんですけど、学校の校長の O B の皆さん方が非常になられてるという形の中で、今までそういう形で決められてきました。私もですね、そういう流れについては一時はおかしいんじゃないかなと思ったことも事実でございます。しかしながら、教育というものは今、今日ここで教育長が新しく今まで携わったことのないものがして出来るものでは決してありません。と申し

ますのは、私も役員の中で子どもと接する中で、自分の目線で子どもを見てきました。そうすると、大人の目線で子どもを見るもんですから、子どもの気持ちが分からない。学校の先生は、1年生の子では1年生の目線に、中学であれば中学の目線に、高校であれば高校の目線に合わせてその考え方を対処されます。そういうことが我々には出来ません。そういう状況からして、今までそういう状況でやはりされてきたんだという形の中で私は納得をしておるわけでありましてけれども、まあ今、少子化もどんどん進んでおりますし、そういう状況の中で「地域の子どもは昔から宝じゃ」言います。その宝を健全な、心身ともに健全な教育を進めていく上においては、やはり私は当然そういう経験の豊富な人によっていただくのが一番かと思えます。

そこで、中川氏ということでありましてけれども、私は佐用郡は御存じのように教育委員会は佐用郡教育委員会と、4町が1つになって教育委員会されてきたわけでありまして。その中でですね、教育長といわゆる管理者、責任者やね、町長との話の中で、まあ教育も進められていることだと思いますけれども、あくまでも中川前町長におかれましては、いわゆる町村会長、いわゆるその代表になった経験のない方でありまして、一町長でございますので、やはりそこら辺では教育というのには私はあまり経験がないんじゃないかと思えます。まして、その中で、まして4年間です、4,000万近いお金も要るわけでございます。従いまして、私はこの大事なときに、当然教育にそういう形の中でやられてきた方をですね、やっぱり教育長にするのが一番だと、こう考えます。

以上です。町長にこの件について、もし答弁があればお願いします。

議長（梶原義正君） 町長、どうですか。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、どうぞ。

町長（庵途典章君） 西岡議員の考え方というのは、西岡議員の考え方として拝聴賜りました。私は総合行政を担当し、1町の町長として総行政というのは教育も含めた行政の責任を持ってきた中川氏に教育長として十分務めていただけたという思いで選任をさせていただいておりますので、よろしく願いを申し上げます。

〔西岡君「はい。もう一遍だけ念押しときます。はい。すみません」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。もう1回だけね。

31番（西岡正君） まあ先ほど質問の途中でやめましたけれども、教育長について教育委員会に互選とある以上、町長がこれを決めることはおかしいと今でも思っておりますので、この点だけ念を押して言っときます。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28番（鍋島裕文君） 28番、鍋島です。じゃあ、2点ほどお伺いします。
中川氏の能力問題ということじゃなくてね、教育行政に対する姿勢の問題で1点お伺い

します。それは、本佐用町教育委員会は、全県的にもまれな、全国的にもまれな社会教育が教育委員会から切り離されてるという、そういう変則的な体制で今運営されております。この点でお伺いしたいのは、中川氏が旧上月町長時代、この問題を庵途町長と一緒に検討してこられたわけでありませども、中川氏はこの社会教育を教育委員会から切り離すことに対して、どういう見解だったのか。この点をまず、お伺いします。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まああの、合併協議の中でいろいろと協議をした中で、この問題についても当然旧4町の町長も同意をしております。まあ、社会教育というのは当然生涯学習を含めてですね、このまちづくりの大きな柱になるわけです。これまで郡の教育委員会の中でですね、当然佐用郡教育委員会として社会教育も含めて社会教育課というものがあつたわけですが、やはり各町にも公民館、生涯学習課置いてですね、そういういろいろな文化活動から生涯学習活動、地域づくり活動を進めてまいっております。この今後の、現在の状況から見て、学校教育という時代の子どもたちを育成する教育の基本、これは大きな柱です。しかし、学校教育だけではなくてですね、幼児教育から、また学校を卒業した後、社会においてのいろいろな豊かな生活なり、心豊かな生活を築いていくためにも、生涯を通してのいろいろな学習活動というものは非常に重要であります。そういう中で、それには町行政の総合的なですね、いろいろな分野において係わっていかないと、ただ教育という観点からだけこの問題を進めていくのは、非常に実際の活動においてうまくいかない。やはり総合行政としての町長部局の中で福祉問題、また、地域づくり、建設課、農林振興課、商業観光、そういうものもやはり一緒になって、一体になってやっぱり活動していただこうと、そういう中で学習もしていただきたいと。それがまちづくりであるという観点からですね、生涯学習における社会教育ということについては、町長部局で総合的に取組む方がより幅広い、また活動ができるということで、皆さんの同意が得られたわけです。ですから、中川氏もそのことについては現在の活動の仕方は、どこで担当するというのではなくて、現在においては町長部局で進めることがいんだろうと。だから、将来的には教育委員会と町教委になってありますから、教育委員会にその所管を移しても、別にそれはどこであってもいいという考え方は私も持っておりますし、中川氏も持っております。しかし、これからの合併後の当面、協働参画、協働のまちづくりを進める、地域づくりを進める上では、当面、この生涯学習という形で社会教育部門を町長部局が担当する方がいいだろうという考え方、この辺は一致しております。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28番（鍋島裕文君） はい。まああの、教育委員会から社会教育を切り離してね、今、庵途町長と同じ立場であったという点は、今の答弁の中から確認します。

2点目に、この間多くの方から、町民の方からね、いろいろな御意見、御批判等が出されております。非常に心配されているのはね、11月に町長選挙を終わって4箇月ほどという中でね、この教育行政のいわゆるトップに片方の対立候補を登用するということに対してね、やっぱり町民的にはそういう政治的な取引がないかというね、こういう声はかなり

出されてる、そういう事実があります。もちろん、そういう政治的取引であればね、子どもの教育を考える教育長がね、そういう政治的な取引がなされても言語道断であります。でたらめだと言わざるを得ません。そういう点から見て、そういう町民の方から出されている政治的取引がないか。先のいろんな選挙のね、県会だとか町長選挙、それを見越しての登用じゃないか、こういう批判が出されてるわけでありまして、その辺りについて町長の見解を伺います。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。先ほども申し上げましたけども、教育というのは、地方自治体に科せられた一番大きな仕事だというふうに思っております。そういう中ですね、これからの新町まちづくりを進める上でですね、これは非常にまあ、社会教育、生涯教育を通して、町民の皆さんがですね、そういうまちづくりに参加していただく上でもですね、この社会教育活動というのをこれからもどんどん盛り立てていかなければならないというふうに思っております。そういう中で、私はまちづくりについて中川氏も旧町の上月の町長として大きな責任をもって、この合併、新しいまちづくりに一緒に取組んでまいりました。お互いに新町に対する考え方というのは変わるものはないというふうに思っております。そういう情熱も持って進めてきたわけです。ただ、当然まあ選挙というのはですね、1人の町長を選ぶということについての手続的な選挙、これはお互いにこれは避けられない、ひとつの制度の中で堂々と戦って、選挙で私がまあこうして町長を務めさせていただいております。ただ、そういう今回の新しいまちづくり、新町まちづくり計画においてもですね、一緒に協力して、この新しい合併による新佐用町を作ってきたという、そういう間柄でありますから、基本的にそういう選挙後のこれからの一番厳しいこれからのまちづくり、これについてですね、中川氏の力、能力を発揮していただける場、そういうものが教育委員会の中で求められれば、これは新しい町にとって大きな力になっていただけないというふうに考えております。

〔鍋島君「議長、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28番（鍋島裕文君） いや、だからその、町民的にね、政治取引じゃないことについては、明確に否定はされないのかどうか。つまり、4年後の町長選挙等をにらんでね、こういう登用をされているのじゃないかという、そういう意見が出とうわけですね。これに対して町長としては、その点は絶対ないというようなことなのかどうか。その辺りを的確に答えていただきたい。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、何かギブアンドテイクのような取引というような、取引というような言い方をされますけども、そういうものはございません。だから、新町のまちづくりについてお互いに協力をして、お願いをすると。中川氏も一緒に新しいまちづくりに一緒に汗をかこうということでの話は当然さしていただいております。

議長（梶原義正君） はい、ほかに。

〔岡本君 挙手〕

〔高見君「はい。関連」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ちょっと待って。はい、岡本君。

19番（岡本義次君） 19番、岡本義次です。

町長にお伺いします。町長もこういう民報を御覧になったり、昨日の神戸新聞を拝読されたと思います。まあ、神戸新聞というのは公、綱紀でございまして、一般町民、まあ私もですね、4月23日に選挙を控えて町や村を回って、あるそういう町民の方とお話したときに、もう既に町民の方は、もういわゆる決まったんかというようなことを、すべての方は、まあいわゆる、よく分かった方は別といたしまして、一般のいわゆるこういう場にいらっしゃらない方は、もう既に決まったんかというようなお話もされておるわけでございます。しかしですね、私は町長、今お話になったように、神戸新聞が取材に来て、書いたと。これ、勝手に書いたんじゃないかって、カラスの勝手じゃないんですね。ですから、私はちょっと、私の頭も町長ほど鋭くなくて、蛍光灯のようにボヤボヤして、もうひとつピンとこんのんですけれど、なぜですね、そういう巷の噂の中で民社党の中田議員の偽メールじゃございませんけれど、もう既に早くからこういう話が出とったというようなこともまあ聞いております。私は、日本語で言うですね、衣笠教育長のような立派な方はですね、私、街頭におらんと。そして、正月早々ですね、また教育長引受けてやりますというあいさつをされたにも係わらずですね、今度代わるって、私びっくりしたんですよ。ですから、教育長のような立派な方がですね、ほんまに適任者ですしね、校長にもならみが効くしですね、こういう方がもっとですね、続けてやっていただきたいというのが、まあ私の気持ちなんです。だから、なぜここへきて、選挙済んで早々、そういう今、各議員がおっしゃったようなことがですね、平然とこうして出てきたのかなということで、私も不信持っております。国もですね、日銀というのは公定歩合をですね、独立の中でですね、公定歩合決めてますし、教育委員もね、当然こういう行政とかけ離れた別個の聖域というふうに私も思っておりますんで、まあそこら辺町長がどういうふうに思われとんか、もう一度答弁お願いします。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、報道されるというのは、まあそれは通してね、お話を公表させていただいた以上、報道機関として報道されるということで、仕方ないと、やむを得ないことだと思えます。あと、その選挙終わったとことかというような話をされますけども、人事につきましては、そのとき、そのときの状況の中で判断をしなければ、当然今回も私も衣笠現教育長にはですね、12月で再度お願いをしておりますから、これから合併後の町教委としてのですね、いろんな体制づくりをしていただきました。で、方針が出た中でですね、もっと教育長としてお願いをしたいという思いは十分持っております。しかしまあ、状況、一身上の都合ということでの状況のいろいろと聞かしていただいた中でやむを得ないということで、じゃあ後は後任をどうするかという話になってくるんで、それは、この時期が今回になったということで、それ以上の話はございません。

〔高見君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、高見君。

1 番（高見誠規君） はい。私、佐用民報の編集しとんですけど、こないだ出したら、もうたちまち電話が中学校の校長されとった方とか、いろいろからかかってきて、「高見、どないなとんや」と。「説明してみい」言われたけど、「これだけしか説明できひんがな」言うたわけなんですけども、「節操がない話やないかい」と、「教育界がこんなことでええのんかい」という声も聞きましたし、それから、「孫がかわいそうや」というおばあさんもありました。「こんなこと、決め方で」と。いろいろあるわけなんです。それで、まあ今、鍋島君が質問しよったような政治的な取引ではないかと。上月ではよくはやとるからという声もものすごうありましてですね、そりゃ分からんで。それでまあ、今日、町長に確認するんですけども、この町長の任期満了後ですね、もう1回町長を立候補されるんですか。どれくらいまでするつもりなんですか。2回目ぐらいで代わる話できとんと違うんかどうか。確かめとこういうんですけど、その点説明してみてください。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、今回の人事案件の中でですね、私が将来的にどうなるかというようなことは分かりませんし、そういうことをお答えはできる立場ではございません。当然、与えられた任期の中でですね、現在抱えております新町後ですね、大変厳しい重要なこの行政運営についてですね、精一杯私は努力をさせていただきます。その後ですね、皆さんがどういうふうにそのことについて評価をいただき、判断をされるか、それはその結果をもってされることであります。ですから、私がいつまでできるかどうか、そんなことも、体のこともありますし、実際に状況的にもこれからの4年間というのは大変私も厳しいと私も覚悟しております。その後のその8年後、12年後なんていうようなね、長期の話まで私は全くできるような状況ではございません。

〔高見君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、高見君。

1 番（高見誠規君） いや、ですからね、ええ、悪いはわしらが決めますがな、有権者、辞めえとか。そやけど、あんたが出るか、出えへんかいう、出るんに対して「辞めなはれ」とか、「やんなはれ」とか言うて札入れるわけですわ。ですから、今の町長の心境としてね、4年後と8年後について、まあ元気でやとったら立候補されるんかどうかいいうんだけ、とにかく聞いて来いということなんで、それがあいまいなんだったらですね、ほんまに4年後、8年後に中川さんと交代する話が上月の石堂さんらあのときみたいにあつたんと違うんかいやと、それを「そんなことない」と言うか、そうなんかいいうのを聞いて来いいうわけなんで。あんたを採用するか、せえへんかは、わしら有権者が決めるわけですわ。町長をね。けども、町長の腹としては、この町長を4年後、8年後の選挙までね、立候補していきたいというんか、どうなんかいいうことを聞きよんですよ。人のことはよろしいわ、わしらのことは。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いや、人のことはよろしいわって言ってね、そりゃ決めていただ

くのは皆さんです。だから、それを出るか、出ないかもそのときに私は、それは当然皆さんのそういう状況を鑑みて、また、皆さん方からご意見を聞いて決めます、そのときに。だから、今、決めることではありません。

〔高見君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

1 番（高見誠規君） 分かりました。そういうふうに言うときます。あいまいです。それから、まああの、今、社会教育の関係で、中川さんや皆町長で決めたんやという話なんですけども、教育長にお尋ねしますけども、こういう教育行政の内容についてですね、変更なりそれらする場合はどんなんですか。教育委員会の方とも打ち合わせありましたんですか。で、あったんかどうかいということと、せないかんのんかどうかいということ、ちょっと説明していただきたいと思います。

議長（梶原義正君） はい、教育長。

教育長（衣笠孝君） まああの、社会教育課の問題が出ておりますけども、私どもの方は委員会といたしまして、まあ協議会がありましたので、協議会に参加さしてほしいなということで、委員長名であるのお願いをいたしたところでございます。まあ、その後、その具体的なことにつきましては、部会等がありましたので、部会等でお話しはされったようなんですけども、具体的なことにつきましては、社会教育課をどうするかというようなことについては、委員会といたしましては、あの、相談はいたしておりません。まあ、私の方は合併協議会の方でそういうことが決まったんだろうということで理解をいたしております。

〔高見君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、高見君。

1 番（高見誠規君） でしたら、教育委員会の方に相談なしにまあ決まってしもたと。教育委員会としては関知しとらんと、その経過についてね。ほんで、提案されたときに初めて分かったんだというようなことなんですけど、それ、イエスかノーだけで教えてください。

議長（梶原義正君） はい、教育長。

教育長（衣笠孝君） ちょっと、イエスかノーか、ちょっと私もよく分かりませんので、合併につきましては、合併協議会の方でもろもろの問題はまあ協議が出とりましたから、その時点でそういう結果になったんだろうと思います。われわれは町の行政執行者の町長はまあ最高責任者でございますから、そういう点でその指示を仰いでやっておりますので、委員会の方にそういう問題についていろんなことまたあれば、まあ委員会でも相談したりしようと思いますが、合併協議会の方でそういう問題については、もろもろの問題すべて協議されて進んでいったんやなど、こういう見解をしております。

〔高見君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。

1 番（高見誠規君） 合併協の方へ教育長は行かれて意見を述べられたことありますか。あの、社会教育の問題で。

議長（梶原義正君） はい、教育長。

教育長（衣笠孝君） あの、合併協の一員でもございませんので行っておりませんし、まああの、要請もございませんでしたから行っておりません。

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、岡本君。

11 番（岡本安夫君） 11 番、岡本です。あの、当然この人事案件なんですけども、やっぱりその、選挙をした相手ということで、当然もういろんな憶測なり、あるいはその町民感情としての批判が十分出るとは覚悟の上で選任したいということなんだろうと思います。だから、そういう批判なり、そういうのを覚悟した上で、なおかつその中川氏を教育長前提として委員に選任されるというのは、何らかのやっぱりその町民に対する町長からのメッセージですか。あるいは、こう学校、教育関係者に対して、こういうことだからと、したいんだということがもしあれば、伝えてほしいと思います。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） はい。まあ、これからの教育というのは、非常に幅広いその取り組みが必要です。そういう意味で教育委員についてもですね、それぞれ当然まあ教育の中でいろいろと長年経験を積まれた皆さんの意見、またあの指導も必要ですし、また、教育関係だけではなくてですね、総合的なやっぱり立場からものを見ていただくという、そういう方も当然中に必要です。そういう中で、私は今回教育委員についても、委員会も、当然学校教育の中で長年経験、実績を積まれてきた方にもお願いをしておりますし、また子どもたちの福祉について指導されてきた方についても教育委員におられます。で、今回は私は総合的なやはり、この行政を担当してきた中川氏、これはこれからの教育、新しい教育と言いますか、子どもたち幼児教育も含め、また生涯学習も含めですね、教育界として考えていく、教育問題を考えていただく、指導していただく形での中のね、私は資格は町長として務めてこられた中川氏の資格は十分あるというふうに思って、選任をさせていただきました。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔山田君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、山田君。

42 番（山田勇君） 42 番の山田勇でございます。私は町長一本やりにお聞きいたします。去る 3 月 15 日、予算特別委員会がこの席でありました。そのあと、議員協議会という形の中で、町長は先ほど西岡議員が言いましたように、教育長に中川氏を指名してというような話がありました。ところで、去る 3 月の 17 日の総務常任委員会の席にあなたは出席されてると思うんですが、その席上、あなたは総務常任委員会でのどのようなことで、この教育長の問題を説明されましたか。ちょっと、その場の模様をお聞きしたいと思います。町長が発言されたことです。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ああ、一言一句まで同じようには分かりませんが、そのお話させていただきましては、まああの、15 日の日に私がそういうことを初めて皆さんに全体にお諮りしたときにですね、すぐに教育委員会というのは、教育長というのはね、議会の教育委員会の中での互選ではないかというふうに話もありました。まあそういう、そのいろんな皆さんから御意見いただいた中でですね、教育委員の選任方法について皆さんが若干私は誤解を与えている部分があるんじゃないかということで、再度説明をさせていただいたのが趣旨でございます。それは先ほどもちょっと説明の中にも入れましたけども、これまでは佐用郡教育委員会という形で、佐用町が幹事町を務めて、教育委員の選任については、佐用町の議会の議員さん以外の方は選任に携わっておられなかったと。ですから、教育長等についてまあ議会にいろいろ説明する、後任とか選任について説明されてなかったという点の中でですね、その教育長の選任方法、今、条例で西岡議員も言われましたような形の基本論の中でお話をされて、私が衣笠教育長の後任に中川氏という意向を示したことについて、町長が越権行為であるというふうに思われておりましたので。ですから、そうではなくって、これまで同じ進め方としては、旧佐用町においても教育長の後任にだれだれをお願いしたいということを諮って、教育委員として議案を出ささせていただいて承認を得た上で、教育長の選任が教育委員会の中でされましたと。そういうことをもう一度、再度改めて説明をさせていただいたというのが文教委員会の中での趣旨だったというふうに私は理解をしております。

〔山田君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、山田君。

42 番（山田勇君） それではね、3 月の 23 日、産業建設常任委員会が開催されたと思うんですが、その席ではどうだったでしょうか。

町長（庵逄典章君） いや、ですから、私は同じような趣旨のことをお話をさせていただきました。ただ、皆さんに誤解を与えたいような言い方ね。まず、教育長にということをお話をさせていただいたというその前段の説明の仕方がなかったから、皆さんに誤解を与えたことについては申し訳なく思っておりますということは言ったと思っております。

〔山田君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君）

はい、山田勇君。

42 番（山田勇君）

3 月 22 日のね、厚生常任委員会の席で、厚生常任委員会組織は 13 人だったと思うんですが、その席であなたはね、開口一番そのことには触れられましたけれども、間違いでしたということはひと言もおっしゃいませんでしたね。それで、最後まで私は御意見伺ったんですけども、例えば今、西岡議員が申しあげましたように、近隣の市町、まあ皆さん方特に新聞紙上でもう見られてるんだと思うんですが、姫路市の場合は松本健太郎さんというんですが、56 歳の財務局長が今度新しく教育長に任命されてると。議会の議員の同意を得ずにそういうことの名前も出てるんですから、これはまず私のやったことは間違いはないんだというような言葉の調子でおっしゃいましたね、あなたね。で、私は最後まで聞いてたんですよ。ほかの委員さんも皆聞いておられました。で、まあ、例えば今も話出ておりましたけれども、「佐用町の今までの教育委員会を選任するに当たっては、佐用郡広域行政組合という広域の中で佐用町がやってたから、私はそれで当然だったと思うんですが」というような話も出ております。私はね、あの、あなたが総務常任委員会ではまず開口一番、「私の考えていたことは誤りでした」と。「教育長は教育委員の互選によって決まるのが当たり前だ」と、そのようにおっしゃった。その日、日にちを置かずして、今度厚生常任委員会の中では「私が言っていることは当たり前ですよ」と、こういう態度であなたは言われたから私は反論したわけですよ。で、それで私がここで聞きたいのは、あなたね、本当にこの地方行政組織法のね、町行政教育行政のこの文言なんですけども、「あなた読まれましたか」と私が再言したんですよ。あなたは「読みましたよ」と。「読まれたんだったら、この条文分かるでしょ」と、私そこまで言いましたよね。でありながら、「いや、私は間違いでございました」ということはひと言も言われませんでしたね。で、その前段で総務常任委員会では、あなたは謝ってるんですよ。厚生委員会の中では何も言うてない。私が反論しても、まだあなたは、いや、近隣の町がどうの、佐用の町がどうのという詭弁を弄されてましたよね。私はそれは詭弁としか受け取れませんよ。あなたがそういうね、態度で教育行政に臨まれるんだったら、これからの佐用町の教育行政はもうパアですわ、はっきり言いまして。あなた行政のトップでしょ。行政のトップだったらね、今もかなりの議員さんがいろいろと御意見申され上げましたけれども、社会教育行政だったって全く一緒でしょ、社会教育だったってね。教育長おられますけども。いろんな面で行政と教育の行政とは一体となり、合体となりして、いろんなことを決めていただけるんは、これはまずもってモットーだと思うんですが、まあ今特に福祉事業の中で「老人を大切にせえ、老人を大切に」ということは私はよく分かります。しかし、私はね、老人もそうだけれども、今この少子化の中で一番大事なものは、今この世に生を受けてる子どもだと思うんですよ。子どもは地域の宝です。日本の宝なんです。その宝を今からどのように教育していくかというのが、今の教育行政に課せられた大きな問題なんです。その問題を町長、あなたはね、「教育長は私が指名するんですよ」と。あなた全然この文言から反論されたようなこと申されてるやないですか。ね。で、それがだめだと言われ、だめと言うんか、言っていないと言われるんなら、この中に 54 名の議員がおりますけれども、だれかに聞いてみてくださいよ。あなたはそういうこと言いませんでしたと。そうでしょ。はっきりとあなたおっしゃったんですよ。だから、自分の非があれば、やはりそれは前段で陳謝されてるんですからね、どの場においてもそれは陳謝されるんが私は当然だと思うんですよ。それがあなたの本当の姿勢だと思うんです。ところがね、厚生常任委員会の中でそういうことはひと言も言われませんでしたよ。例えば、「そういうことは当たり前ですよ」とかね。「もうこの文言にはそう書いてありますけども、そのとおりにはいきませんよ」とか、そんなこと言われてね、町政の職が務まるんですか。私は

非常に残念に思います。涙が出ますよ、あなたの態度には。

で、あなたのね、方針を聞かしてくださいよ、ここで。これはこのとおりに私は守りますと。そうでなかったらね、法を守ってもらわないような町長は要りません、私は。町長は法をまず率先、垂範、守ってもらってこそ、佐用町のリーダーシップを発揮されるんですよ。で、そういういたるところでね、あっちではこうだった、ああだったという意見でね、議員を弄されてもそれはだめです。私はちゃんとこの両目、両耳で聞かしていただきました。ですから、あなたにこういう反論をして伺いをするわけなんです。ですから、あなたの本心を今ここで聞かしてください。あの、このことについてどうだったかということをおね、産業建設とか総務常任委員会ではどうだったか知りませんが、厚生常任委員会の中でははっきりとあなたはね、「私のやったことは間違いないです」と、そこまでは言わせませんでしたけれども、こういう条文はありますけれどもね、方々でやってないですか。例えばという卑近な例出されまして、姫路市までも出されましたけれども、今、西岡議員が言われたようにね、新聞紙上では今日ですか、昨日ですか、改めて出ております。まあ、これも佐用町のもいずれ明日は出ると思うんですがね、その前段でそういうものをあなたの心の中で決めて、選んでおきなさいよという最後の条文に書いてありますよ。それは書いてあります。確かに書いてあります。ところが、その前段ではね、教育委員によって決めなければならないと書いてあるんです。しつこいようですが、あなたの本心をひとつ、お聞かせください。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然、私は法に則ってですね、この度の提案につきましても教育委員として中川氏を今、選任をお願いをしております。教育長としてお願いをしているわけではございません。

〔山田君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、山田君。

42番（山田勇君） それはね、今言ったとおりにこの地方教育行政組織法の中に、あるいは運営法の中に、地方公共団体の長としては、そういう心構えで教育長にはだれを選ぶなあという心構えでおりなさいよという条文、平たく言えば、そういう条文書いてありますよ。書いてありますけど、その前段は何ですか。あなた読まれたと聞かれて、読まれたんだったら読まれたとしなさいよ。それは法を守る第一原則なんですよ。それがあなた守れてないじゃないですか。今も言葉言われたように。教育長に、教育長に。教育長を選ぶのはね、教育委員会でありますけれども、それを議決するのはこの54人の議員なんですよ。議決権なんですよ。ね。ですから、そこで改めてなればね、そういうことも言えましょうけれども、前段ではその心構えでいらっしゃるとしても、そうではないですよということは前段に書いてあるわけなんですからね。そこら近所をあなたはき違いされてるんじゃないですか。ですから、私が再三言うように、あなたの本心、どこにあるのかということをお聞きしたいわけです。だからね、議長、間違いだったら間違いだったとはっきり言いなさいよ。総務委員会であなた陳謝されたんやないんですか。厚生常任委員会ではそんなことひと言も言われてないでしょ。事実背反する態度はどんなんですかと私は聞いとります。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、私はあの、総務委員会なり厚生常任委員会、それぞれ同じような話はさしていただいたつもりなんですけども、まあその陳謝というのが皆さんにまず誤解を与えたことについて、あの言い方が、私の説明が不足だったと思いますということでもう一度説明をさしていただきました。まあ、厚生常任委員会の中でもですね、そういう言い方をさしていただいたと思っております。ただ、あの、教育長のこういう選任をするには、これは町長の責任としてやはり私が選考さしていただいて、この選任を出さしていただくんだと。このことについては、これはあの、当然あの、その方をお願いするときね、やはり教育長をお願いをしたいということをお願いをしていく。これは、こういう形は、私は選任としてはあの、間違っではないないというふうに思ってますという形は言ったと思っております。

〔山田君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

42番（山田勇君） その前段で書いてあるのはもう何回も言うようなんですけども、はっきりと教育委員会の中から互選で決めるというようになってますわね。で、あなたはこの15日でしたか、最終予算委員会の連絡協議会の中で、いともたやすげに教育長には前の上月町長の中川さんをお願いしてますというふうな話が出ました。ですから、そのことから尾を引いてこういうことになってるわけなんですけども、私は中川氏個人については別段何も申し上げることはありません。それは、先ほど鍋島議員が聞かれたように、中川氏の本心はあなたから以心伝心でこういう考え方の方だろうということ、まあされました。それはそれでよろしいです。私はですから、この条文をね、あなたがどのように解して、議員にどのように説明して理解を得られるのか、どのようにあなたが苦労されてるのかというのを伺っておきたかったわけなんですけれども、かたっぽではそういうことを言い、かたっぽではそういうことを言い。あなたの姿勢がひとつも貫けてない。間違いがないんだったら、間違いがないと全部の議員の中ではっきり言うてくださいよ。私がやってることは間違いがないんだと。ね。そうでなかったらね、間違いは間違い、是は是、非は非とはっきりした態度でやってもらわないとね、これからの行政難しいですよ。ただでさえ金がないと言ってるのに。人事の案件なんて特に難しい話ですよ、これから先。たくさんの幹部の方いらっしゃいますけども、その幹部の方、皆あなたの傘下の部下でしょうが。そういう人たちがあなた陣頭に立って引っ張っていかなあかん立場なんですよ。その人がね、いやあ、こちらから言葉が出ればそれもそうかな、こちらからそれもそうかな、そういう態度だったら私はだめだと思います。はっきりした態度をとってください。ですから、再三言うようですが、私は中川氏の個人については何も申し上げません。ただ、あなたがそういう態度でやられているから、どこにあなたの本心があるんかということをお聞きしているわけなんです。

〔「もう採決せえや。」と呼ぶ者あり〕

〔山田君「よろしいですよ、そりゃ」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 町長、答弁しますか。

町長（庵途典章君） もう答弁いうてもしょうがないですもんね。

議長（梶原義正君） はい。ほかにありませんか。

〔廣瀬君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、廣瀬君。

49 番（廣瀬福市君） 49 番、廣瀬。今、議題になってる点につきましてですが、今、教育に問われていること、大きな節目がきておりますが、今までまあ 4 町で教育委員会がひとつという形をとってきましたが、その中にまあ、どなたかもおっしゃったが、教育委員会は聖域になっとな違うかというような発言もあったとしますが、それやっぱり各学校長においては、教育委員会の前にはまず各町の 4 町の町長が存在しております。どうしてもやはり教育に関しても、指導内容にしても、人事権にしても、財政的にも、この町長へも意向を伺わんなんし、教育委員会も伺わんなんという、そういうようなその中二階的な存在でしたんですが、今回は本当に町長、教育委員会、ひとつになってますので、学校長とストレートにつながりますので、これから開かれた教育委員会にするにはいい機会だと思いますので。そのひとつの教育長の選び方について、それもそういう視点で考えていくべきではないかと。そして、空白のないようにあり、4 月の入学式にはきちっと教育委員会の体制が万全に生きて組織化されているということを願うわけですが。

まず、どなたがなれましても、その教育長が教育委員の中に入られており、天下り的な手法と天下り的な言動を絶対とらないでほしいということを感じるわけですが。このたび、いい機会ですので、やはり町長は教育委員の 1 人として推薦をしていただいて、教育委員会の中であなたに教育長をお願いしますという教育委員の意思統一を図るひとつの側面にこれを活用してもらいたいなど、こう思っております。そういうことで、確かに手順としてはさっき言われたように、一方的に教育長はだれだれだという出し方については、ちょっと地方教育行政の法律を十分理解されていなかったという側面がありますけれども、まあその考えはだれも考えておりますけれども、今ここに至りましては、やはり教育委員会を明るく、開かれた教育委員会にするということの、その方法に使っていただきたいと切に思います。そこで、まあ、町長としては、今に至っては、教育委員として送り込むんだということを言明していただければ理解ができるんじゃないかということをもって終わります。

議長（梶原義正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） はい。今日の選任のお願いにつきましては、教育委員として中川氏をお願いしたいということでよろしくお願い申し上げます。

議長（梶原義正君） はい、ほかに。

〔廣畑君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、廣畑君。

13 番（廣畑寛君） 13 番、廣畑です。

あの、先ほどの山田議員の意見にも関連をするんですが、あの、この案件を同意の賛否を審議をする過程においてね、それぞれの議員が町長からの説明を同じ形で、同じベースで説明を受けて賛否を明らかにすべきだと思います。そういう意味で私は、総務委員会の中で町長の口から「私自身の説明に誤解を与えるような部分があって申し訳なかった」という言葉があったと思いますし、他の委員会でもあったようであります。あの、厚生常任委員会ではそれがなかったとすれば、それは私はあの町長がこの場ではっきりそういう意思表示を厚生常任委員会の皆さん方に対してされるべきだと思います。以上です。

議長（梶原義正君） はい、町長。

〔高見君「（聴取不能）になりよんやがな」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） はい。あの、私は、私の気持ちとしては、同じように言ったつもりですけどもね、言い方に同じようにそのテープをとって言ったわけでは、原稿書いて言ったわけではないので、まあそういう捉え方をされてしまったという点があったとすれば、私の不徳のいたすところでございます。先ほど、まず総務委員会の中でお話したということは記憶しておりますし、最初に説明さしていただいたときにね、あの、そういう、即、教育長にということでのこれまでのまあ佐用郡教育委員会の選任の仕方ということの観点の中から、まあ私はそれが皆さんにも理解していただけるものとして説明をしました。それが非常に誤解を与えるような結果になったということで、この点についてはあの、反省をいたしております。あの、しかし、当然、教育委員会の中で互選をされるということは十分理解をしておりますし、議案としては承認をいただくには教育委員としての承認をいただくということについては、これはその中でも申し上げたとおりだというふうに思っております。まあそういう点においてですね、ぜひ皆さん方にまあこの問題についていると誤解を与えるような形になったことについてはお詫びを申し上げながら、教育委員の選任について、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（梶原義正君） ほかにないようですので、これで本案についての質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。討論の方ありますか。

〔矢内君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。12 番、矢内君。

12 番（矢内作夫君） いえあの、今もあったんですけども、あの、教育委員のみ中川氏を推薦するということなんで、まあ、前回の説明の中では教育長として委員に中川氏を選任するということに対して反対討論をさせていただきました。私は平成 7 年佐用町議会議員として議席をいただいて以来、数々の町長提案に対し、私自身町民の皆様の代表として理解に苦しむ案件につきましては、その都度質問をし、理解をうる中で佐用町の将来のため、町民の皆様の生活環境向上のためと、可否の判断をしまいいりました。そして、今日まで幸いにも一議員として当局提案には 1 件の反対もすることなく賛成をしまいいりました。このことにつきましては、私自身賢明な判断であったと自負しております。

しかしながら、今回の教育長任命につきましては、どう考えても理解に苦しみます。現

在、国、地方問わず、教育の荒廃が問題となっております。今まで教育長は校長経験者でその任を務めてこられました。それは少なくとも教育行政、またその教育指針に対し聡明であられるということがひとつの選任基準であったというふうに思っております。もちろん、だからと言って、教育者外から選ぶことが悪いと言ってるわけではありません。今のままでは教育長として中川氏を賛成するだけの判断材料を持ち合わせていません。もちろん、中川氏にその任が適しているかどうか、私に分かりませんが、しかし、前にも申しましたように、教育の荒廃を叫ばれております。町行政の健全化、これも大事なことであります。しかし、教育はもっともっと大事であると私は思っております。その指揮官である教育長を選任するには、今ひとつ彼であることに疑念の念を禁じえません。その1点が非常に不可解であります。先日、町長が予算委員会の後、この選任について同意を求められて以来、今日まで私個人にもたくさんの方々から「なぜ」という疑問の電話等々をいただきました。多くの町民の皆様方の意見、また私の真意をもって、この案件には本当に身を切られる断腸の思いではありますが、反対し、討論といたします。以上です。

〔拍手〕

議長（梶原義正君） ほかに討論の方、ありませんか。

〔廣畑君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、廣畑君。

13番（廣畑寛君） 13番、廣畑です。賛成の討論いたします。

理由はただひとつであります。合併後、初の新年度行政のスタートのこの大切な時期に、町長提案の人事案件に対する町政の混乱は絶対回避しなければならないという1点であります。この人事案件は提案する側、受ける側、双方それぞれ先ほど来の町民の目線での疑問等の批判も覚悟の上、踏まえた上での熟慮を重ねた上、町政発展のため出された結論であると思います。しかし、この提案に理解をうるための過程においては、労を惜しまぬ努力が足らなかったけらいがあったことはここで指摘をしておきたいと思います。この案件を否決するということは、町長信任という点で疑問符がつくことでもあります。その後の人事をどうするのかという難題も必定であります。町民を巻き込んだ形で町行政に大きな混乱を起こすこととなります。合併新年度のスタートの大切なこの時期に、町政の混乱は絶対に回避しなければならない。提案者側も受け手の側もそれぞれの持ち場で、なお一層職務に精励をされ、町政発展のために、また教育行政発展のために寄与されることを心より切望して、この議案に賛成いたします。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ほかにないようでありますので、これで本案についての討論を終結いたします。

〔西岡君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、西岡君。

31番（西岡正君） これから採決を行われるわけでありましてけれども、いろんな現状を見ましたときに、無記名投票でしていただきたい。提案さしていただきたいと思います。

〔高見君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

1 番（高見誠規君） 私は記名投票でしてもらいたい。

〔西岡君「ちょっと待ってください。こっちが先諮ってもらわなったら。動議で出しとんやから」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 今あの、西岡君から無記名投票で投票されたいとの要求がありました。賛成の方ありますか。

〔高見君「ちょっと意見があります」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ちょっと待って。賛成の方。

〔高見君「議長、ちょっと待って。賛成に対してやな」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、分かりました。ほいであの、はい。

1 番（高見誠規君） 運用の規則でやね、78 条、79 条一連のんで、この議場も多いしね、だれが賛成したんやら、だれが反対したんやら分かれへんという中でですね、記名投票で高見誠規と書いて賛成なんか反対なんかいう、そういう票決をしてもらいたい。だから、それは動議として出しますわ、私。議長、聞いとんかいな。動議としてな、議長。議長、聞いとんかいや。

議長（梶原義正君） 聞いてます。

1 番（高見誠規君） え。

議長（梶原義正君） 聞いてます。

1 番（高見誠規君） 聞かなあかんがな。

議長（梶原義正君） 聞いてます。

〔西岡君「ちょっと待ってくださいよ」と呼ぶ〕

1 番（高見誠規君） 5 人以上のな、動議で。

〔西岡君「総括しとうわけですわ、私が」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ちょっと待って。

〔西岡君「ほならせないかんことになっとうでしょ、ちゃんと」と呼ぶ〕

〔鍋島君「それでもう1個の方からね」と呼ぶ〕

〔高見君「動議出しとんや」と呼ぶ〕

〔鍋島君「局長、判断」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） あの、こちらは記名でしょ。

〔高見君「記名」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） それから、こちらは無記名と。

〔広畑君「何でこの案件にだけに限ってそんなことするん」と呼ぶ〕

〔鍋島君「重要だから」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） そういうふうにせんなんようになっておる。

議長（梶原義正君） これはあの、両方から動議が出て、所定のあの、何がありますので、そしたらこれあの、決めないかんのんです。それで今、高見議員の方から記名投票でお願いしたいという。

ちょっと待って。いう要求があったわけなんです、これに対して賛成の方、記名投票で。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、分かりました。

〔議場騒然〕

議長（梶原義正君） ちょっと待って。ちょっと静かにしてください。ちょっと静かにしてください。

〔山本君「議長。一番最初に動議出て」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） いやいや、そういう。ちょっと私の言うこと聞いてください。

この採決については、西岡君から無記名投票にされたいとの要求と、それからあの、高見誠規君から記名投票にしたいという要求がありましたので、いずれの法によるかは会議規則第78条第2項の規定では、無記名投票による採決でありますけれども、会議の都合上、挙手による採決で決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

〔西岡君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。

31 番（西岡正君） 先ほど、私が申しましたようにですね、今のいろんな事情を鑑み
ましたときに、一番この人事案件というのは非常に大事なものでありますので、やはり本
当の素直な気持ちの中で決定していく上においては、無記名投票が一番だと、このように
思ってますので、そういう状況の中でお諮りいただきたいと思います。

〔廣畑君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。

13 番（廣畑寛君） 素直な気持ちを出すんだったら、堂々と起立採決するんが素直な
気持ちなんや。われわれ議員なんやから。みんなの前で堂々と、あの、態度表明したらえ
んや。そうやと思います。もう動議で出します。今までどおり起立採決、あるいは挙手採
決にしてください。

議長（梶原義正君） それは出来ません。

〔鍋島君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

28 番（鍋島裕文君） あの、もうね、あの、記名か無記名か、あの無記名投票かという
ことでもう、この場になって出とるわけだから、会議規則どおりやってほしいんです。

議長（梶原義正君） だから。

28 番（鍋島裕文君） だから、無記名の投票でね、決めていただきたい。

議長（梶原義正君） だから、投票で決めえということすな。

〔拍手〕

〔鍋島君「それが会議規則だから」と呼ぶ〕

〔「どっちやねん」と呼ぶ者あり〕

〔鍋島君「どっちをするかは無記名で決める」と呼ぶ〕

〔「議長が決めるん違うんか」と呼ぶ者あり〕

〔議場騒然〕

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君）　　ちょっと待ってくださいよ。あのね、ちょっと待ってください。今あの、ちょっと待ってくださいよ。ちょっと聞いてください。

今の2つの動議に対して、あの78条の規定では、あの、あれです。あの、無記名による投票で決するという事になっておるんですが、しかし、会議の都合上、あの、ここで挙手による採決でお願いしたいということをお願いしたんですが、いやあの、規定どおりやれという意見がございますので、あの、無記名投票でどちらをとるか決めます。

〔廣畑君「議長が今言われた、採決にしますと言うたっただでしょ」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君）　　いや、言うんやけど、それに異議があるから。

〔廣畑君「意味なさんのか」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君）　　異議があるから仕方ないんです。それをね。

いやいや、言いましたよ。78条の規定は、あの、無記名の投票によって決めることになっておりますが、会議の都合上、あの、挙手でということをお願いしたんですけど、それはだめだという意見が出ておりますので、やっぱり投票になります。

それであの、しばらく休憩します。投票の準備をします。

午後 2時40分 休憩

午後 2時50分 再開

議長（梶原義正君）　　皆、揃ってますか。ちょっと席に着いてください。

それでは、投票の方法を無記名投票にするか、記名投票にするかの、あの、決定するための投票でありますので、無記名か記名かを書いてください。あの、ただ、無記名に対して賛成か、賛成という言葉も要るそうです。それから、無記名に賛成か、記名に賛成かというふうに書いてください。

事務局長（岡本一良君）　　無記名に反対か賛成かだけにしてください。

議長（梶原義正君）　　あの、ちょっとすいません。あのね、これ初めてなんで、全然あれなんですけども、無記名に賛成か反対か書いていただいて、その数字が足らなかったら、もう1回今度は、あの、記名に賛成か反対か。2回投票になります。そやから、先、無記名に賛成か反対かの投票をお願いします。今から投票用紙を。

〔「何が足らなんだら」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君）　　あの、定足数に、いわゆる半数以上なかったら有効になりませんので。

〔「何が半数以上」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君）　　その、賛成が半数以上。だから。

〔「反対か、賛成なんじゃなく、無記名ということ違うん」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） だから、無記名投票に賛成か反対が決めるでしょ。そして、無記名が仮に半数を超したとか、あるいは、無記名が半数に越したらそれになりますね。

〔「無記名に賛成か反対か書くんでしょ」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 書いてもらうんです。

〔「それに足らなんだいうんはどういうことか」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） そのいわゆる半数に足るか足らんかということです。

〔「半数に足らなんだら、その反対ということなんだろがな」と呼ぶ者あり〕

〔「それだったら一回諮るんやで、それだけ諮ったらえんや。賛成か反対かだけ」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） まあ、要するに、賛成かあれの投票をしてください。2回投票になる可能性はあります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。

28番（鍋島裕文君） 局長、確認したいんやけども、あの、投票用紙にね、記名、無記名、こういう投票はできないんですか。つまり、だって両方、今選択あるんや。記名か無記名かね。私は記名、私は無記名。その投票で白黒つけられないんですか。

議長（梶原義正君） いや、そう言ったら違う言われた。

28番（鍋島裕文君） だめなんですか、これ。

事務局長（岡本一良君） 順序から言うたら、あの、両方やっていかんのですよ。ですんで、無記名の方から先に賛否を問うということになってますんで、その方からお願いしたいと思います。

〔「よし、分かった」と呼ぶ者あり〕

〔「議長、もう一遍よう確認しといてえや。無記名に賛成か反対か書けいうてよう言うといちゃってえや。もう一遍言うとした方がええで。もう一遍言うとした方が」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） あの、無記名に賛成か反対かです。無記名投票に賛成か反対かを書いてください。

〔「言葉は反対か賛成かでえんやな」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） え。

〔「言葉は反対か賛成やな」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） はいはい。分かりましたか。分かりましたね。あの、投票用紙に書いてください。

皆、終わりましたか。ほな、あの、投票用紙を回収します。それであの、このあの、開票立会いに片山議員と中井議員、お願いします。

〔投票〕

議長（梶原義正君） 投票漏れはありませんか。投票全部終わりましたか。それじゃあ、あの、立会人お願いします。

〔開票〕

議長（梶原義正君） えっと、それではあの、ただいまの投票結果を申し上げます。出席議員数が 50 名でありまして、投票総数も 50 名。それから、有効投票が 50 票。そのうち、賛成票が 28 票、反対が 22 票。過半数を超しておりますので、無記名投票に決定いたします。

あの、それでは、これはあの、今提案されておるあれに賛成か反対か、書いてください。それであの、白紙の方はこれはあの、議会の役員選挙なんかと違って、これはあの無効票になりません。白紙投票がありましたら、これは反対票に数えられますので、お間違いないようにお願いします。

〔西岡君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。

31 番（西岡正君） 原案に対してですね、これは。

議長（梶原義正君） そうです。それであの。

議長（梶原義正君） いやいや、もうあの先ののが終わりましたから、今度あれでもうあの、定足数に達しておりますので成立したわけです。あれがもう全く一緒だったら、もう一遍やらんなんのんだったんやけども、それでこれはあの、いわゆる教育委員の選任という議題が出とるんですから、それに対して賛成か反対かです。

〔「賛成か反対か」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） え。賛成か反対か書いてください。

〔「議案 105 号に対してね、賛成か反対かやから、それを皆さんに説明してあげたら。

理解してない人おってんちゃあうん」と呼ぶ者あり]

議長（梶原義正君） すいません、あの、議案第 105 号について賛成か反対かです。要するに賛成か反対か。はっきりと書いてください。あの、白票は反対票に数えられますので、お間違えのないようにお願いします。それから、あの、開票立会人に、19 番、岡本義次君、20 番、反橋護君のお二人にお願いします。
はい、投票してください。

〔投票〕

議長（梶原義正君） 投票漏れはありませんか。はい、それじゃあ、開票立会人お願いします。

〔開票〕

議長（梶原義正君） 投票の結果を報告いたします。投票総数 50 票、うち有効投票 50 票、無効投票 0。有効投票中、賛成 22 票、反対 28 票。以上のとおり、反対が多数です。

〔拍手〕

議長（梶原義正君） したがいまして、議案第 105 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案に不同意と決定いたしました。議場の閉鎖を解きます。

日程第 16 . 議案第 106 号 佐用町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 16 に入ります。
議案第 106 号 佐用町教育委員会委員任命につき同意を求めることについてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長（岡本一良君） 議案第 106 号 佐用町教育委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を佐用町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、昭和 31 年法律第 162 号、第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。現住所、佐用町下徳久 655 番地。氏名、前田俊樹。生年月日、昭和 13 年 5 月 25 日生まれ。平成 18 年 3 月 29 日提出。佐用町長、庵逄典章。

議長（梶原義正君） はい。提案に対する当局の説明を求めます。町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案 106 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案の御説明を申し上げます。

この度、佐用町教育委員会委員、篠原弘己氏が一身上の都合により、平成 18 年 4 月 30 日をもって辞任されることに伴い、その後任として、教育に関して識見を有する前田俊樹

氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。任期につきましては、前任者の残任期間となります。よろしく御同意賜りますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する提出者の説明は終わりました。本案につきましても、本日即決といたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。討論の方、ありませんか。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。議案第 106 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 17 . 発議第 1 号 「佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正する条例について〔委員長報告〕

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 17 に入ります。

発議第 1 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案につきましては、所管の常任委員会に審査を付託しておりましたので、これより常任委員長の審査報告を求めます。総務常任委員長、中尾正俊君。

〔中尾君 登壇〕

総務常任委員長（中尾正俊君） 議長から命がありましたので、報告いたします。3 月 17 日、総務常任委員会での審査の結果を報告します。

発議第 1 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例について。財政厳しい中、給料の二重取りになるので、廃止すべきであるというような理由で提案がありました。が、しかし、いろいろとそれまでに話し合いがなされてきて、今の現状のようなことになって話が出てきたわけですが、最終的に採決で、賛成多数で動議が出まして、動議が成立いたしております。そして、最終的に採決は、挙手多数により、発議第 1 号は継続審査となっております。以上、報告終わります。

議長（梶原義正君） 委員長の審査報告は終わりましたので、これより委員長報告についての質疑に入ります。質疑のある方。

ないようですので、以上で委員長報告についての質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入ります。討論の方。

〔笹田君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。2番、笹田君。

2番（笹田鈴香君） あの、これは継続審議に対してですね。

議長（梶原義正君） 委員長報告に対して。

〔高見君「原案に対して」と呼ぶ〕

〔笹田君「え。原案」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） いいえ、委員長報告に対して。

2番（笹田鈴香君） 委員長報告。はい。すいません。2番、笹田鈴香です。私は委員長報告の継続審議に反対の討論をいたします。

発議第1号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、継続審議に反対の討論をします。財政の大変厳しい中で、給料の余分にもらう費用弁償は、いわゆる給料の二重取りとも言えるものであり、町民的に見ても、不景気で給料が減らされたり、ボーナスもなくなったり、また、仕事もなくなったという人さえます。そういった中での費用弁償は廃止した方が良いと思います。

ちなみに、旧佐用町議会では、この費用弁償は合併前までですがありませんでした。提案説明のときに「合併協で決まったことだから」とか「何で今の時期に出すのだ」。また、「議員必携にも出してもよいと書いてある」とかという質問がありましたが、その中には、いろいろな質問をされた中には、旧の佐用町議会で費用弁償廃止に賛成をした議員もおられました。

継続審議になると、一般町民は引き続き審議してくれるのかと思うかも知れませんが、私たちの任期は残念ながらあと1箇月と2日しかありません。御存じのとおり廃案になってしまいます。今、提出しておかないと、二度と出来ないかもしれません。議員に絶対なれるという保証は何もありません。先ほどの提案の中でも、職員の給料カットとか、また特別職など次々にカットされました。それは、決まったわけですが、それは全議員の賛成で可決されたわけですが、他人の減給に賛成をして、自分たちの議員の給料の二重取りとも言える費用弁償をもらうことは許されることではないと私は思います。町民はどう受け止めるでしょうか。継続審議にしないで、ぜひ採択になることを呼びかけて、この継続審議に反対し、討論を終わります。

議長（梶原義正君） 賛成討論の方はありませんか。

〔岡本安夫君「継続審議に対して反対か」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。何。

11番（岡本安夫君） その手順としてね。

議長（梶原義正君） はい。

11番（岡本安夫君） 手順として、ちょっと今更というような。この本案について諮って

んですか、これ。

議長（梶原義正君） そうです。

〔「本案について」と呼ぶ者あり〕

〔「継続審議について」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） いやいや、委員長報告についてですよ。

11 番（岡本安夫君） だから、継続審議についてどうのこうのいうことなんですか。

議長（梶原義正君） そうです、そうです。

11 番（岡本安夫君） ここで表決することはできんということか。

議長（梶原義正君） いやいや、継続審議にすることを委員長が報告しとんやから、それに賛成してもらうか、反対するか。そのことなんです。

〔高見君「しゃんとせえ、しゃんと」と呼ぶ〕

11 番（岡本安夫君） 違う。委員長に質疑だろ。

議長（梶原義正君） いや、そのことですよ。

11 番（岡本安夫君） 委員長に質疑でしょ。

〔「それは終わった。討論」と呼ぶ者あり〕

11 番（岡本安夫君） 討論。じゃあ、継続については反対します。

〔「反対討論」と呼ぶ者あり〕

11 番（岡本安夫君） 継続について反対。ここで決着つけてほしい。

〔「それ討論か」と呼ぶ者あり〕

〔矢内君 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。

12 番（矢内作夫君） 12 番、矢内です。あの、継続のあの報告については反対をしますが、共産党とは別の意味での反対をさせていただきます。

あの、発議 1 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、今回の共産党提出の案件につきましては、合併前の調整委員会の中で旧各

町の間で、費用弁償についてかなりのばらつきがありました。提案の趣旨については、私は賛成であります。調整委員会の中で調整をして、また各町議会の中で賛成多数により可決をされた案件であります。少なくともこの件については、合併特例期間中はその決定を重視するのが議会のルールであろうと考えます。特例期間中を経過した後の議論であろうと理解しております。特に、私は調整委員会の委員長もしておりました。今回、この議案に賛成することが出来ないことを申し上げ、討論といたします。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔木村君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、木村君。

6番（木村慎吾君） 6番、木村です。あの、私もこれの賛成者の一番しまいに書いてるんですが、まあ、書かしてもらったようなことなんです。と言いますのは、あの、僕は本心はですね、私だったらここで議会があったら這うてでも家へ帰ります。けど、遠方の方は十何キロもここへ走ってこなきゃいけない。そういうことから考えたら、キロ割の旅費があってもいんじゃないかないう感じはしたんです。したんですが、実は3月の初めに、今、笹田議員が言われたようにね、ここの方がどう思われるか。一般の町民がどう思われるかいうこと、ピシッと聞いたんですよ。ここの役場へ、上月町の西の方からある女性の方がおいでになって、僕の知ってる人ですが、あの、「議員さんよろしいね。あんたら出たら旅費があるんやってね」って言ったんです。ガクンときました。「私らは合併してね、時間と金の無駄遣いだけです」そう言われたときに、僕は返事がありませんでした。これは、われわれ議員は考えなきゃいけない問題なんです。で、われわれは、月収をちゃんとしていただいておりますが、毎日出てるわけではありません。だから、毎日議員の理念を持つと言われて、議員の徽章をつけるんやまで言われましたが、私はそんなもんつけえでも、いっつも議員やと。朝起きたらもう、今日は議員の仕事何するんだろうと考えます。だけど、実際の行動にお金使うことは、自己研修以外には議会のことはないわけです。だから、私はこの費用弁償という旅費は、議員はもらうべきじゃない。旅費やったら旅費として、キロ割りではっきりした方がいいです。以上です。

議長（梶原義正君） ほかに討論ありませんか。

はい。ないようですので、討論を終結いたします。

採決に入りますが、委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） ただいまの結果、挙手、多数であります。よって、本件は継続審査と決しました。

日程第 18 . 請願書について〔委員長報告〕

議長（梶原義正君） 続いて、日程 18 に入ります。

請願書についてを一括議題といたします。本案につきましても、所管の各常任委員会に審査を付託しておりましたので、これより各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、厚生常任委員会に審査付託しておりました請願第 1 号 ひまわりサービスや福祉タクシーなど外出支援事業の存続を求める請願書について、厚生常任委員長、吉井秀美君、報告をお願いします。

〔吉井君 登壇〕

厚生常任委員長（吉井秀美君） それでは、御報告いたします。厚生常任委員会に付託されました請願第 1 号 ひまわりサービスや福祉タクシーなど、外出支援事業の存続を求める請願書。これにつきましては、たくさんの審議の中で意見が出まして、請願の紹介議員である森崎議員に出席をいただいておりますので、いろいろと御答弁をいただきました。

審議の中で、皆様のお手元になるべく詳しく知っていただきたいためにかなりの分量の報告となっておりますけれども、要約いたしまして、このひまわりサービス、福祉タクシーが全町的にできるのであれば、利用者の方は非常に喜んでおられます。門まで行って、お年寄りの方を運転手が手を引いてこのバスに乗せて、そしてまた、病院から手を引いてバスに乗せて、家の門まで送り届ける。家族の方も非常に安心されるわけです。財源が厳しい中で難しいことも分かります。しかし、「まあ何とかこういうものが続けられたら」またあるいは、「ぜひ何とかということ旧南光の方たちは思われていますし、また、それが新佐用町全町的に老人の方たちが思われていることは事実です」というような意見が出されております。多くはひまわりサービス、福祉タクシーの拡充を望む声が多い実態、また、外出支援の必要性、地形の問題、財源の問題等、多くの意見が出ました。お手元の報告書を御覧ください。

継続動議が出されまして、賛否を問いましたところ、賛成 3 人でした。そして、採決に入り、採択すべきは 4 人、賛成少数で不採択と決しました。

以上、報告を終わります。

議長（梶原義正君） 厚生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、産業建設常任委員会に審査を付託しておりました、平成 17 年請願第 1 号 仁方地区圃場整備事業の組合の意向を汲んだ早期終了についての請願書、継続審査分について、産業建設常任委員長、新田俊一君、報告願います。

〔新田君 登壇〕

産業建設常任委員長（新田俊一君） 産業建設常任委員会に付託されました請願 1、継続審査、仁方地区圃場整備事業の組合の意向を汲んだ早期終了についてですが、当局の説明はございませんでした。また、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

そして、討論に入りまして、反対者 2 人から反対討論があり、討論をなされ、その内容は、委員より「1 つ、12 月議会は旧佐用町議会の議員が内容調査期間を必要として継続審議とした。既に 3 箇月を経過しており、本委員会で継続審議はできない。結論を出すべきだ。2 つ、平成 15 年（行ウ）第 18 号「一時利用地指定変更処分取消請求事件」で、神戸地裁は平成 17 年 11 月 16 日判決を出しており、同判決に従うべきだ。3 つ、また、仁方ほ場整備組合、小林孝郎組合長は、平成 17 年 12 月 13 日、総会を開催し、役員会を機能せよとの組合の動議を満場一致で議決しているのに、未だ役員会を機能させていない。同組合は不誠実であり、とうてい採択できない」。以上 3 点の理由で反対討論とし、意思表

明をされました。

もう1人の質疑がございました。議員より、「仁方圃場整備推進協議会、もうひとつの前が仁方圃場整備協議会、2つの名前が違うんで、否決して、正式なほ場整備組合の組合長、それから、組合員64名、それを添えて再度請願してほしい。その意味でこれを反対討論としたい」と意思表示されました。

請願1(継続審査)です。仁方地区圃場整備事業の組合の意向を汲んだ早期終了について採決に入りました。賛成が1人、反対が11人で、反対多数で不採択となりました。

以上、報告申し上げます。

議長(梶原義正君) 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

以上で各常任委員長の審査報告は終わりましたので、これより委員長報告についての一括質疑に入ります。質疑のある方。

〔山本君「はい」と呼ぶ〕

議長(梶原義正君) はい、山本君。

32番(山本重夫君) 仁方のほ場整備組合からの請願について、委員長にお尋ねします。

まず、1点目は、この委員の意見として名前が前の「仁方ほ場整備協議会」であったのが、今回出てるのは「仁方ほ場整備事業認可促進協議会」と、こういうことで出ているということで、再度請願し直せという意見が出ておるわけですが、請願というのはこういう名前が変わっても、要件が揃っておればきちんと受け止める義務があると思うんですが、委員会としてはその辺どうお考えになったのか、これが1点目であります。

それから、2点目は、この請願者とですね、どのような接触を持って、事情聴取をされて、まあ反対と言える結論になったのか。

その2点を聞かしていただきたいと思います。

議長(梶原義正君) はい、委員長。

産業建設常任委員長(新田俊一君) 私も2,3回、3回ですか、現地へ行ったわけなんですけども、まあこれは、まああの、地元でやはり話し合いをして、ちゃんと話をつけて、そして早くこう解決するのが一番いいんじゃないかというような考えを持っておりました。そういったところで、2つの名前の「推進協議会」とか「ほ場整備組合」とかいろいろ2つの名前であるのも、これは不自然ではないかと。だから、これは1つの組合に着ずしたものにして、そして、提案するのがいいんじゃないかと。そういうふうな御意見でございました。

ほか、何だったかいな。協議されたいということですね。これについては、あの、個々に現地も行かれたり、また自分なりに勉強もしたり、私も今、先ほど言いました何回か足を運んだり、親戚の方にいろいろとお聞きしたりしながら聞いてきました。そういったところでの判断だったと思います。

〔山本君「はい」と呼ぶ〕

議長(梶原義正君) はい、山本君。

32 番（山本重夫君） この請願者との事情聴取ですか、調査。これまあ、あの、委員長としても2,3回行かれたということなんですが、委員会としてはどうなんでしょうか。

議長（梶原義正君） はい、委員長。

産業建設常任委員長（新田俊一君） 委員会ですので、発言はいただいておりますが、前回のときには木村紹介議員にいろいろとまあ話聞いたわけなんで、この会はそういうふうな予定してないとお聞きしたんですけども、こちらからも要請しておりませんでしたので、そういう考えは今ないということで、お話は聞いておりません。

議長（梶原義正君） はい。ほかにありませんか。

〔森本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、森本君。

15 番（森本和生君） 15 番、森本です。今の請願の請願 1 号、仁方のほ場整備のことなんですけれども、前回委員会に対して質問したときに継続という形になったわけなんですけれども、このとき今後またよう勉強していきたいと思いますのでというようなことで、委員会では調査も研究もされてなかったということで継続になって3箇月ほど経つとんですけれども、当然継続ということになりますと、やはり適切なやっぱり調査・研究をね、その現場、委員会で行くなり、そういうような形の考え方を委員会でやってもらって、調査をしてもらうということは大事だと思うんですけれども、そういう期間を与えていただきたいということで継続になったと思うんですけれども、その点、もう一度お願いしたいと思います。

議長（梶原義正君） はい、委員長。

産業建設常任委員長（新田俊一君） 本件はあの、もう御承知のように裁判方もあるし、また行っているいろんな御迷惑かけたり、いろんな余計なこと言うてまた混乱してもいけないので、そういうことは考えておりませんでした。以上です。

議長（梶原義正君） はい、ほかにありませんか。

ほかにないようですから、以上で各常任委員長報告についての一括質疑を終結いたします。

これより本案についての討論に入りますが、各議案ごとに討論・採決を続けて行いますので、よろしく願いいたします。これより本案についての討論に入りますが、まず、請願第1号 ひまわりサービスや福祉タクシーなど外出支援事業の存続を求める請願書について、討論はありませんか。

〔目黒君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、目黒君。

35 番（目黒有博君） 原案に対して賛成の討論をします。

議長（梶原義正君） ちよっと待ってください。反対の討論の方、ありませんか。
はい。ないようですから、どうぞ。

35 番（目黒有博君） はい、ありがとうございます。賛成の討論します。

18 年度の予算は、外出支援に旧町の実績に基づいて予算をあげていますが、問題なのは、町長答弁では 7 月までに調整をすると言って、利用料、回数制限等、18 年度以降はどうなるのか、この議会において未だはっきりと明確にしていない点です。請願事項の 2 では、ひまわりサービスや福祉タクシーなどの外出支援事業を新佐用町全体で拡充する取組みを進めてくださいとあり、町民の声の多くが存続、拡充を求めています。町民から選ばれ、その代表者として議会に出さしてもらってる議員としては、町民の多くの声を取上げ、住民の立場に立つという観点から、当然この請願は採択するべきだと思います。

以上、賛成討論とします。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

はい。ほかにないようですので。

〔木村君「賛成討論いいですか」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 賛成討論。

〔木村君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 反対の方、ありませんね。はい。賛成討論。はい、どうぞ。

6 番（木村慎吾君） あの、これね、町長の公約の第 4 項目にね、子どもから高齢者まで安心して元気に暮らせるまちづくりというのがあります。これそっくりなんです。だから、これをするには、町長の公約も更に進めていくことであると私は思います。よって、賛成いたします。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。

〔吉井君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

5 番（吉井秀美君） 記名投票してください。大切な問題なので。

〔「動議出したいわけ」と呼ぶ者あり〕

〔吉井君「だから」と呼ぶ〕

〔「動議なら動議言うてもらわんと、何を言いよんか分からへん」と呼ぶ者あり〕

〔吉井君「はい。動議」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 動議に賛成の方。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。それではあの、ただいま吉井議員から、あの、出されました動議は所定の賛成者がありますので、あの、成立いたしました。

これより、この動議について採決いたします。あの、動議どおり記名投票にすることに。

〔鍋島君「議長、ちょっと待って」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

28 番（鍋島裕文君） 記名投票動議成立したらせなあかん。

議長（梶原義正君） ほかに何かありますか、動議。

〔川田君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

16 番（川田真悟君） あの、吉井議員が動議出したときは、議長は採決の方法を全然諮ってないんですわな。そうでしょ。挙手の前に吉井議員は動議出しとんですから。ほいでまあ、採決の方法は吉井議員が言うように記名投票にしたらどうかということで今動議が出てる。私はまた、別の動議を出しますんで、起立でも何でもええ、挙手でよろしいですから、動議をとってください。採決の方法についてですね。

議長（梶原義正君） ただいまあの、川田議員が出された動議に賛成の方。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） あのね、えらい不手際ですいません。僕はこんな経験はもう長い議員生活のうちでもありませんので、ちょっとこう、困ったんですが、78 条でですね、出席議員 5 人以上から要求があるときは記名または無記名の投票で表決をとると、こういうことになっておるんですね。ほんで、今あの、記名投票の要求があったわけですね。ほかになければ、もうあの、記名投票で行うということになります。

〔「川田さんの」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） いや、川田議員の言うたのは、これはもうあかんのや。

〔「あかんことない」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） あの、ということは、それはあの、採決の対象にならんのや。

〔高木君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

10番（高木照雄君） 五十何人もおってね、5名や6名のあれでね、あと45名は黙るんですか。

議長（梶原義正君） いやいや、そうじゃないんです。そうじゃないんです。今から決めるんですから。

〔議場騒然〕

議長（梶原義正君） あのね。はい、すみません。あのね、ほかにあの今、記名投票いうことで動議成立しとんですけども、無記名という方がありますか。

〔高木君「はい、議長。無記名」と呼ぶ〕

〔「動議」言わなあかん」と呼ぶ者あり〕

〔高木君「動議」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ほいで無記名に対する賛成の方。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、分かりました。ほいであの、両方ともで動議が成立しておりますので、どちらにするか、またこれ投票で決めます。

ちょっとあの、休憩します。用紙がもう用意してませんので、4時5分に再開いたします。

午後 3時55分 休憩

午後 4時05分 再開

議長（梶原義正君） それでは、あの、再開いたします。

あの、今あの、高木君と吉井さんからそれぞれ動議が提出されておまして、成立いたしておりますので、そのまず、投票は無記名で投票することに賛成か反対かをまず先に書いていただきます。で、投票用紙を配りますので、投票してください。あの、無記名投票に賛成か反対かです。

〔投票用紙配付〕

議長（梶原義正君） それではあの、今申しましたように、無記名投票に賛成か反対か、書いてください。

それではあの、投票、集めて。

〔投票〕

議長（梶原義正君） あ、開票立会人に 21 番の山本幹雄君、22 番、山田敏雄君、両君をお願いします。どうぞ。

はい。それじゃあ、立会人をお願いします。

〔開票〕

議長（梶原義正君） はい。それでは、あの、すいません。ただいまの投票結果を申し上げます。出席議員が 50 名で、投票総数も 50 名。うち、有効投票中、賛成が 31、反対が 19。したがって、無記名投票をお願いします。今度はあの、原案に対して反対か賛成かを記入してください。

あの、もう一度申し上げます。原案に対して反対か賛成か記入してください。

開票立会人に、23 番、大下吉三郎君、24 番、坂本順子君、両名をお願いします。

あの、皆記入していただけたか。じゃあ、回収します。

〔投票〕

議長（梶原義正君） はい。それでは、あの、投票の結果を報告いたします。出席議員数が 50 名で投票総数も 50。うち有効投票が 50。有効投票中、賛成が 23、反対が 27。よって、不採択に決定をいたしました。

続いて、平成 17 年請願第 1 号の討論に入ります。平成 17 年請願第 1 号 仁方地区圃場整備事業の組合の意向を汲んだ早期終了についての請願書について討論はありませんか。

〔高見君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、1 番。

1 番（高見誠規君） 賛成やで、後にしますわ。

議長（梶原義正君） はい。反対討論ありませんか。

はい。ないようです。それじゃあ、あの、賛成討論。

1 番（高見誠規君） えらい今日は賛成討論ばかりで、継続の 12 月議会、請願第 1 号 仁方地区圃場整備事業の組合の意向を汲んだ早期終了についての請願書の常任委員会不採択であります。不採択に賛成討論します。

本請願は、12 月議会で旧佐用町以外の議員の調査期間が必要として、継続審議としたものです。既に 3 箇月が経過しており、本議会で結論を出さないと、議会が責任を回避したとのそしりは免れない。

そこで、賛成の理由、1 つは、神戸地裁は平成 17 年 11 月 16 日、一時利用地指定変更処分取消請求事件で、原告、西口一成氏の勝訴、町の敗訴を判決しており、早期終了を目指すのなら、判決に従うべきです。いたずらに町財源を支出して裁判を長期化するのは早期終了の請願と矛盾します。

2 つ。また、仁方ほ場整備組合組合長、小林孝郎氏は平成 17 年 12 月 13 日、総会を開催し、役員会を機能せよとの組合員の動議を満場一致議決しているのに、未だに役員会を

機能させていない。この請願は仁方ほ場整備事業認可促進協議会であるが、代表者、小林孝郎氏はじめ、著名者全員が仁方ほ場整備組合の組合員であり、役員会を機能させないで別名で請願するのは不誠実であり、不採択は当然です。以上。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので、討論を終結いたします。

続いて、本案についての採決に入ります。平成 17 年請願第 1 号 仁方地区圃場整備事業の組合の意向を汲んだ早期終了についての請願書について、委員長報告は不採択であります。平成 17 年請願第 1 号 仁方地区圃場整備事業の組合の意向を汲んだ早期終了についての請願書についてを委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数と認めます。よって、本案は不採択と決しました。

日程第 19 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（梶原義正君） 続いて、日程 19 に入ります。

日程第 19 は、所管事務調査についてであります。お諮りいたします。閉会中の各委員会の所管事務調査については、別紙のとおり申し出をいただいております。別紙申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件はすべて終了いたしましたので、閉会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔岡本君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

11 番（岡本安夫君） 今更いうようなんですけどね、ちょっとあの、今回のあの進行についてちょっと、疑義があるんです。あのまあ、動議の出し方なんですけどね、投票に対する。本来、動議というものは、何人かの賛成で確かにまあ動議が成立するんです。それについて諮っていくというのが、あそこの部分の条例より大前提としてあるはずなんですけど、それを今回に関しては、それをそのまま少数かどうかも諮らずに、5 人以上の賛成ということで成立させてしまったということですね、この進行上の間違いがあった場合、この議決が有効かどうかということもあるんですけど。そういうことについて、ちょっと疑義

があるということだけ申し述べておきます。

〔「もう一遍その点、すっきり調べてもらわなあかん」と呼ぶ者あり〕

〔高見君「しつこいぞ、岡本君」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） いや、これあのね、会議が始まるまでに、あの、事務局長が県の事務局へ連絡をして、そしてあの、確認をしておるんです。ほいであの、今日やったとおりでいいということを確認してやっておるんです。まああの、念のためにもっとあの、よく研究はしておきますけども、今日の段階ではそういうことなんで、ひとつ御理解いただきたいと思います。

閉会することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議ないと認めます。よって、第5回佐用町議会定例会はこれをもって閉会いたしますが、その前に、教育長の方から発言を求められておりますので、これを許可します。

教育長（衣笠孝君） 時間借りまして失礼します。先ほどまあ、教育委員会の方の関係につきまして御協議いただきまして、私もこの3月31日をもちまして、一身上の都合によりまして退任をいたします。何も大意はございません。全くの一身の上の問題です。まあ、大変なこう、町の門出に当たりましていろんなことが颯爽するところでございますけども、私の一身上の都合で勝手なことを申し上げまして、議員の皆さんにもいろいろ御迷惑をかけましたし、町長には大変なこう御迷惑をかけたなど。1日からそれこそ、冥土の度のためじゃございませんが、ゆっくりしようかなと思いつたんですけども、私の頭の中にも大きな反省点が残っております。大変皆さんに御迷惑かけながら31日をもちまして引くことは心苦しんでございますけども、お許しをいただきたいなど。

ちょっと話が長くなってきてすいませんが、41年の5月1日に郡教委ができて以来、合併まで40年、いろいろやってきました。その間、いろいろとこう皆さん町の御支持、議員の御支持を得まして40年間続いたわけですけども、この9月30日で終わりました。新しい町になったわけですが、まあいろいろとお話が出ておりましたように、私の反省も入れまして、前半20年間は非常に郡教委としての機能を発揮したんじゃないかなと思いますけども、あと20年間は県の方も指導主事、充指導主事というのを2名余分に置いてくれましたけども、機構改革という名の下に県は引き上げました。それ以来、学校教育場の課長なし、指導主事なしということで20年間過ごしました。その結果、大変誠に申し訳ないんですが、教師の指導力が大変低下をしております。先ほども「子どもは町の宝や」と、こういうお話もありましたが、本当に私は申し訳ないな。この教師の力を向上させていく努力せないかなあと思とりましたけども、申し訳なく、私とこの家庭の事情もありまして、勝手いたします。町長も「学校教育については教育委員会でしっかりせえ」と、こういうことをお聞きいたしておりますので、まあ、勝手なことでございますけれども、今ここにおります芳原課長を町の方の費用で合併に向けて採用していただきました。できるならば、皆さんのお力を借りまして、また指導主事も置いていただきますよう、まあ、先生のカも少し伸びるんやないかな、こういうこと思ったりします。私はまあ陰ながら、今度は一町民として学校教育に力をいれていきたいと、こういうこと思とりますので、今

後ともよろしくお願いいたしたいと思います。
大変どうも長いことありがとうございました。

〔拍手〕

議長（梶原義正君） 閉会に当たりましてひと言ごあさつを申し上げるわけですが、在任期間もいよいよ来月いっぱいです。このような会議は恐らく突発事項がない限り、もうないと思いますので、お別れの、そしてお礼のごあいさつを兼ねて申し上げたいと思います。

10月1日に合併をいたしまして、その11日に初議会がありました。その中で私がまあ最年長だということをもって、議長に指名をされ、大任をお引受したわけでありまして、それ以来、私は、もうこの在任期間中はもう本当に在任期間が置くことにいろんな批判がありましたけれども、それが無駄でなかったと、本当に在任期間を置いてよかったと言われるようなお互いに活動をしようじゃないかということ度を度々申し上げてきたわけでありまして、さて、その成果のほどは、まあいろいろな観点から見ようがあるかと思っておりますけれども、まああの、私の不徳のいたすところで、十分に大手を振ってやったぞというわけにはいかないと思います。私の不徳のいたすところで、こういう結果に終わったことに対してまして、心から深くお詫びを申し上げたいと思います。

で、あの、今日は最後でありますので、ちょっとあの、私が40年間籍を置かしていただきまして、愛着もありますし、いろいろな思いもありますので、皆様方に最後の言葉としてお願いをしておきたいなということも考えておりましたが、時間が相当経過いたしておりますし、お疲れの中でありまして、もうすべてを取りやめにいたしますけれども、なお、その甘えて申し上げさしていただくなれば、まあ今日までいろいろ不手際たくさんありましたけれども、皆様方の御理解と御指導、御協力によりまして、大火なく過ごさしていただきましたということをお願い申し上げますが、これはひとえに先ほども申し上げましたように、皆様方の理解ある御協力と御指導のたまものでありまして、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

で、私はいよいよ5月の1日から一町民に戻りますけれども、長らくお世話になっておりました議会を守っていくべく皆さんの議会の本当にあの、サポーターとして大いに活躍をしていきたいないうことは、最近御承知のように、どうも私はしゃくに触ってかなわんのんですが、議会不要論につながるようないろんなその無責任な批判がたくさんあります。こういうことにつきましては、私は今度一町民として皆さんに御理解をいただくべく、町民としての立場で頑張ってまいりたいなと、このように思っておりますので、今後ともひとつよろしくお心安く、お付き合い、御指導をお願いしたいなと、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、町長はじめ、当局の皆様方には本当にいろいろ私の不徳のいたすところで御迷惑をたくさんかけてきたと思っておりますけれども、皆さんの御理解ある御協力を願ひまして、まあ議会も無事に終了を迎えることが出来ました。どうぞ、皆さんもこれから先、新しいまちづくりに取り組んでいただく幹部の皆さんとして、町民に本当に合併してよかったと思われるまちづくりについて、みんな力を合わせて御活躍を心からお願いを申し上げます。

なお、私は一町民に戻りますので、またこれからはいろいろと皆さんにお願いに上がることもたくさんあるかと思っておりますけれども、「お前みたいなもん知らんわ」ということのないように、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

いろいろ申し上げたいことがございますけれども、先ほど申し上げましたように時間の関

係もでございますので、簡単でございますけれども、以上申し上げまして、心からなる御礼のごあいさつに代えさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。長い間。

〔拍手〕

町長（庵途典章君） どうも、議長、いろいろとお疲れ様でした。ありがとうございました。

閉会に当たりまして、ひと言ごあいさつをさせていただきます。まああの、合併後ちょうど半年が経過をいたしまして、この旧町から引継いで議会として皆さんに御活躍をいただきましたこの議会もですね、今日をもって閉会となります。この3月議会におきましては、新町の18年度新たな出発に当たる重要な予算を審議いただきました。まあ、予算につきましては、いろいろな御意見、また、御審議いただきましたけども、まあ、10億を超える基金を取り崩しての本当に厳しい予算でございます。まだまだ合併後の各旧町からの引継いだ課題もたくさんございますし、また、町民の皆さんの期待も大きいもんもあります。そういうものに応えていくためにも、これからこの予算を基にですね、職員一丸となって中長期的なやはり観点にも立ちながら、早く合併効果を出して、安定した行財政運営ができるように、これから努めてまいりたいというふうに思っております。そういう観点におきまして、これからも皆さんの御支援、御理解をひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、提案させていただきました重要案件でありました人事案件につきましては、私の思いというものもなかなか理解をしていただけずに、否決になったことにつきましては、非常に残念には思っておりますけども、これはまあ、あの、それは皆さん方が決めていただくことでございます。この結果につきましては、厳粛に受け止め、十分にこれからまた検討をさせていただきます、教育行政に支障のないように、これから努めてまいりたいというふうに思っておりますので、まあ、その点につきましても、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まああの、これをもって、この議会も先ほど議長も言われましたように皆さんお集まりになる機会もないかも知れませんが、この勇退決意されている皆さん方におかれましては、本当にあの、合併というですね、非常に各町にとって大きな課題についていろいろと御苦労をおかけしました。皆さんの力でこうして新佐用町が発足したことに對しまして、改めまして感謝と敬意を申し上げたいというふうに思っております。また、この4月の改選におきます議会選挙に立候補を決意されている皆さん方におかれましては、新町のためにですね、新たな活躍の場を獲得されますように御祈念を申し上げたいと思っております。

本当に長時間にわたりまして、非常にまあ、あの、いろいろな御支援、御意見いただきましたことについては、感謝を申し上げながら、ごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

午後 4時35分 閉会